

平成18年6月宮崎県定例県議会
商工建設常任委員会会議録

平成18年6月27日～28日

場 所 第5委員会室

平成18年6月27日（火曜日）

午前10時0分開会

会議に付託された議案等

- 議案第12号 損害賠償の額の決定について
- 請願第25号 「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める意見書に関する請願
- 報告事項
 - ・ 損害賠償額を定めたことについて（別紙1）
 - ・ 県が出資している法人の経営状況について
 - 宮崎県住宅供給公社（別紙2）
 - 宮崎県道路公社（別紙3）
 - 宮崎県土地開発公社（別紙4）
 - 財団法人宮崎県機械技術振興協会（別紙14）
 - 財団法人宮崎県産業支援財団（別紙15）
 - 財団法人宮崎県建設技術推進機構（別紙19）
 - ・ 平成17年度宮崎県繰越明許費繰越計算書（別紙21）
 - ・ 平成17年度宮崎県事故繰越し繰越計算書（別紙22）
- 商工観光振興対策及び土木行政の推進に関する調査
- その他の報告事項
 - ・ 企業誘致の状況について
 - ・ 「まちづくり三法」の改正について
 - ・ 県内の西部関係施設について
 - ・ みやざきフラワーフェスタ2006の開催結果について
 - ・ 宮崎県土地開発公社の改革について
 - ・ 「一ツ葉有料道路北線値下げ実験」の結果について

- ・ 「国道269号天満バイパス」の整備効果について
- ・ みやざき臨海公園「サンビーチーツ葉北ビーチ」のオープンについて

出席委員（9人）

委員 長	黒木 覚 市
副委員 長	中野 廣 明
委員	植野 守
委員	坂口 博 美
委員	徳重 忠 夫
委員	濱 砂 守
委員	横田 照 夫
委員	長友 安 弘
委員	権藤 梅 義

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

商工観光労働部

商工観光労働部長	落合 兼 久
商工観光労働部次長 （商工担当）	大野 俊 郎
商工観光労働部次長 （観光・労働担当）	宮 永 博 美
部参事兼商工政策課長	河野 富二喜
新産業支援課長	矢野 好 孝
企業立地対策監	吉田 親 志
地域産業振興課長	矢野 次 孝
部参事兼経営金融課長	中武 賢 藏
観光・リゾート課長	松原 英 憲
労働政策課長	西 盾 夫
地域雇用対策監	西野 博 之
工業技術センター所長	濱 砂 公 一
食品開発センター所長	柏 田 雅 徳

県立産業技術専門校長 坂口正紀

土木部

土木部長 藤本 坦

土木部次長
(総括) 久保 哲博

土木部次長
(道路・河川・港湾担当) 柴岡 博明

土木部次長
(都市計画・建築担当) 河野 強

高速道対策局長
部参事兼管理課長 野口 宏一
後藤 厚一

用地対策課長 小野 健一

技術検査課長 郷田 五男

道路建設課長 荒川 孝成

道路保全課長 黒木 勝男

河川課長 児玉 宏紀

ダム対策監 新田 省策

砂防課長 児玉 幸二

港湾課長 河野 大樹

空港・ポート
セールス対策監 立脇 政利

都市計画課長 藤村 直樹

公園下水道課長 富高 康夫

建築住宅課長 江川 雅俊

営繕課長 藤山 登

施設保全対策監 藤原 憲一

高速道対策局次長 舟田 宏

事務局職員出席者

政策調査課主幹 田中 浩輔

議事課主任主事 今村 左千夫

○黒木覚市委員長 ただいまから、商工建設
任委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会の日程についてでありま

すが、今回、議案及び報告事項がない労働委員
会につきましては、待機ということで考えてお
ります。また、土木部につきましては、商工観
光労働部が終了した時点で連絡したいと考
えております。その間10分程度休憩します
ので御了承ください。

日程案につきましては、お手元に配付した
とおりであります。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○黒木覚市委員長 それでは、そのように決定
いたします。

執行部入室のため、暫時休憩をいたします。

午前10時1分休憩

午前10時3分再開

○黒木覚市委員長 委員会を再開いたします。

本委員会に付託されました報告事項等の説明
をお願いいたします。

なお、委員の質疑は執行部の説明がすべて終
了した後をお願いいたします。

○落合商工観光労働部長 おはようございます。
商工観光労働部でございます。きょうは、どう
ぞよろしくをお願いいたします。

まず、初めに御理解を賜りたいと思いますが、
今、開会前にもお話がありましたが、当部では、
一昨年の6月から9月までのクールビズ期間に
おきまして、部職員が極力アロハを着用して観
光宮崎のイメージアップ等に努めようというこ
とで、こういう格好をこのクールビズの期間中
やっております。ぜひ委員の皆様方の御理解と御
支援をよろしくをお願いしたいと思います。

次に、お礼を申し上げたいと思いますが、委
員の皆様方には、5月、6月の県北・県南調査に
おきまして、本年の4月から指定管理者制度に
よる運営が始まりました県営国民宿舎高千穂荘

とえびの高原荘を初め、商工観光労働部関係施設の調査を行っていただきました。まことにありがとうございました。

さて、本日でございますが、「平成18年6月定例県議会提出報告書」ということで、県が出資しております法人の経営状況など2点について御報告を申し上げたいと思います。そしてまた、「商工観光労働部をめぐる最近の動き」ということで、企業誘致の状況とか、「まちづくり三法」の改正など3点について御説明をさせていただきたいと思います。

それぞれの詳細につきましては、これから担当課長から説明をいたしますので、よろしく御審議のほどお願いしたいと思います。

私の方からは以上でございます。

○矢野新産業支援課長 新産業支援課でございます。県が出資しております法人の経営状況について御説明いたします。

まず、「財団法人宮崎県機械技術振興協会」の概要について説明させていただきます。

委員会資料の1ページをお開きください。まず、1の役割等でございます。財団法人宮崎県機械技術振興協会は、機械金属工業の技術指導、調査研究等を行うことによりまして、本県機械金属工業の振興に寄与することを目的として昭和54年2月17日に設立された法人でございます。基本財産は300万円で、うち県の出資額が150万円、出資割合が50%となっております。

次に、2の事業内容でございます。当協会は、宮崎県機械技術センターの管理運営業務を受託しておりまして、主として県北地域を中心とする機械金属関連中小企業を対象に、試験研究、技術指導、依頼試験等の業務を実施しているところでございます。

次に、3の組織等をごらんください。理事長

が延岡市長、副理事長が商工観光労働部長となっております。あと県のOBの常務理事1名、理事が11名、監事2名、計16名の役員で構成されております。また、職員でございますけれども、常務理事兼務の宮崎県機械技術センター所長以下計6名でございます。うち県からの派遣職員が1名おります。

県が出資しております法人の経営状況について御説明したいと思います。「平成18年6月定例県議会提出報告書」の85ページをお開きください。財団法人宮崎県機械技術振興協会の「平成17年度事業報告書」についてでございます。

まず、1の事業概要でございますけれども、当協会は、先ほど御説明しましたとおり、県が設置しました宮崎県機械技術センターの管理運営業務を受託しまして、地域の企業ニーズに対応した技術指導、調査研究等を実施しているところでございます。

2の事業実績をごらんください。平成17年度におきましては、2の表に示しております各事業を実施したところでございます。このうち表の中の(2)、16年度に続きまして国県の補助を受けまして、「宮崎県特定中小企業集積活性化支援事業」としまして、延岡市、日向市、門川町において、機械金属業種等の中小企業を対象に、技術力向上を図るために巡回指導等を実施したところでございます。この事業は、企業城下町とか特定の産地に依存する中小企業を支援する国の事業の一環でございます。

次に、86ページをお開きください。収支決算でございます。まず(1)の宮崎県機械技術センター管理運営受託事業会計でございます。収入は全額県からの事業委託料でございます。支出の主なものは、人件費が4,030万円余と、下から2段目の退職給与引当金支出1,683万円余と

なっております。決算額が7,136万3,000円となっております。

次に、87ページの法人管理会計でございます。主な収入は地元の企業・団体からの寄附金160万円でございます。主な支出は物件費の中の備品購入費を上げておりますが、64万円余となっております。決算額は260万5,592円でございます。

次に、88ページをお開きください。宮崎県特定中小企業集積活性化支援事業会計でございます。収入は、全額、国県からの補助金でございます。支出の主なものとは謝金79万円余となっております。これは、各分野の専門家を企業に派遣したり技術講習会を開催した際の経費でございます。決算額は241万3,000円となっております。

次に、財産目録でありますけれども、協会の総資産は、基金や機械備品等が2,628万5,088円であります。負債が2,037万円余となっておりますけれども、この中に退職給与引当金として1,683万円余が含まれております。正味財産が590万円余でございます。

以上が平成17年度の事業報告でございます。

次に、89ページをお開きください。これは、「平成18年度事業計画書」でございます。まず、2の事業計画でございますが、①の試験研究、今年度も、昨年度に引き続きまして、微粒切削液供給法を用いた加工特性に関する研究というのを行うこととしております。②の技術指導でございますが、エの技術講習会につきましては、電子顕微鏡講習会など、企業に対するアンケート調査とか、技術研究会の研究員からの意見とか要望を反映しましてこのような講習会を企画しているところでございます。そのほか、技術指導でございますけれども、企業の経営や技術

者を対象としまして、物づくり意識の高揚、技術力の向上というのを目的としました、オの県北モノづくりセミナー、さらに技能者によるすぐれた高度技術の継承と、若手の技術者を育成しようとするための、カ、テクニカルフェロシップ制度を実施することとしております。このほかの依頼試験、設備利用、調査につきましては、17年度に引き続き取り組むこととしております。

次に、90ページをごらんください。収支計画でございます。17年度までは宮崎県機械技術センター管理運営受託事業会計などの3つの会計区分をしておりましたが、協会では、財務規程を改正しまして、18年度からは一般会計として統一して経理を行うこととしております。その中で機械技術センター管理運営受託事業につきましては、収入が5,400万5,000円を計上しているところでございます。支出につきましては、主なものですが、右側の支出欄の5段目に企業から派遣されている事務職員の給与として、派遣委託料308万円余を新たな項目で計上しております。その他につきましては、昨年度と同様の項目を計上しているところでございます。以上が平成18年度の事業計画でございます。

これで財団法人宮崎県機械技術振興協会の報告を終わります。

続きまして、「宮崎県産業支援財団」についてでございます。財団法人宮崎県産業支援財団でございますが、当財団の事業につきましては、当新産業支援課だけではなくて地域産業振興課及び経営金融課所管事業もございまして、一括して私の方から説明させていただきます。なお、所管事業に対する質問等につきましては、関係課それぞれから回答させていただきます。

財団の役割や事業内容につきましては、まず、

先ほどの常任委員会資料の方で説明させていただきます。常任委員会資料の2ページをお開きください。1の役割等でございます。当財団は、新事業・新産業の創出によります本県産業の活性化を図るために、産学公連携による研究開発の推進を初めとしまして、創業、新商品・新技術の開発等を行おうとする事業者への支援を総合的に行う中核支援機関として、県内のほかの支援機関等と連携しながら、計画段階から事業化段階までの資金、人材育成、技術開発、販路開拓などの支援及び設備導入とか取引のあっせん、地域商業の活性化等の支援を行うことを目的としておりまして、平成12年4月1日に設立をいたしました。(3)の県や市町村、企業からの出資状況でございます。②の出資総額をごらんください。合計が26億8,159万6,000円のうち、国庫金も含めた数字でございますが、92.8%を県が出資しているところでございます。

次に、2の事業内容につきまして、主なものを説明させていただきます。当財団の事業は、主に(1)の新事業・新産業の創出、それから次のページの3ページの(2)挑戦する中小企業への支援、(3)の地域商業・サービス業の活性化に大別することができます。

まず、(1)の新事業・新産業の創出の①産業連携の推進でございますけれども、これは、異なる産業の連携によりまして新たな産業の創出や既存産業の競争力を強化するために、産業連携推進事業におきまして水産加工業者とか機械製造業者、また農業法人と食品加工業者などの異なる産業間の商談会を開催しているところでございます。次に、②の産学公連携による研究開発の推進でございますが、産学公の共同研究開発を積極的に推進しまして、新たな技術シーズの創出による新事業創出を図るものでござい

ます。まず、その中でも地域結集型共同研究事業でございますけれども、これは独立行政法人科学技術振興機構というのが、文部科学省の外郭団体でございますけれども、ここから委託を受けた研究課題、食の機能を中心としたがん予防基盤技術創出を推進しまして、バイオメディカル産業を創出するために、大学、企業、公設試験研究機関等と共同研究を実施しているところでございます。

なお、当事業は、平成16年1月から平成20年12月までの5年間の委託事業でございますけれども、昨年度は事業開始3年度目に当たることから、本県を含む4府県に対しまして、科学技術振興機構による中間検査が行われました。その中間検査の結果では、宮崎県産業支援財団を中核機関にして、産学公連携、医農連携による事業が順調に推進され、すぐれた研究成果が創出されている等の理由から、4つの府県中、最も高い評価を得ることができました。その結果、事業費が18年度以降は増額されまして、予算総額はこれまでの13億から13億2,000万円となったところでございます。

次に、都市エリア産学間連携促進事業でございますけれども、文部科学省の補助を受けまして実施しているものでございます。まず、都城盆地エリアでございますが、こちらのエリアでは、畜ふん、木材のバイオマスの利用により生じる熱、それから有用性成分の利用によりまして環境調和型産業を創出しようとするものでございます。期間が平成16年7月から19年3月までの3年間、予算総額は3億円でございます。次に、みやざき県北臨海エリアでございますけれども、こちらの方は、水産加工段階で生じます魚からとれる魚腸骨などの海洋性バイオマスから認知症や生活習慣病の予防に役立つ機能性

物質を抽出しようとするものでございます。期間が平成17年6月から20年3月までの3年間、予算総額は約1億5,000万円でございます。

次に、3ページ番上の(2)の挑戦する中小企業への支援でございます。これは、技術開発や商品開発を行います中小企業に対しまして、ヒト、モノ、カネ、ノウハウを総合的に提供することによりまして競争力のある企業の育成を図ることを目的としております。まず、①の総合相談窓口開設事業でございますけれども、これは、宮崎県産業支援財団の中に6名のコーディネーターを配置しております。コーディネーターは企業経営や技術開発などの相談に対しまして、専門的な助言・指導を行っているところでございます。次に、②の専門家派遣事業であります。これは、コーディネーターで対応できないような専門分野につきまして、企業に社会保険労務士、技術士等の専門家を派遣しまして課題解決を図るものでございます。次に、③の中小企業経営基盤強化対策事業でありますけれども、中小企業が行います新商品・新技術開発等の経営革新や販路開拓活動等に対して助成を行うものでございます。次に、④の設備資金貸付及び設備貸与事業であります。中小企業の創業、経営基盤強化に必要な設備資金貸付及び設備貸与を行うものでございます。次に、⑤の取引振興事業でございますが、これは、取引あっせんや見本市等への出展企業に対する支援を行うものでございます。

次に、(3)の地域商業・サービス業の活性化、この①中心市街地商業活性化基金事業についてであります。街づくり機関が行います中心市街地における活性化事業に対する助成を行うものでございます。次に、②の商業フロンティア支援事業でございますけれども、これは、意欲あ

る創業予定者等を対象としたセミナー等を開催するものでございます。

次に、3の組織等についてでございます。佐土原の工業技術センター内にあります産業支援財団の創業支援・産学官連携推進・情報部門がありますが、こちらの方には県派遣職員が14名、銀行派遣職員が2名の計16名おります。また、宮崎市街地の松橋町の方の中小企業会館、こちらの方に設備資金と取引振興部門があります。こちらの方には県職員が3名、プロパー職員5名の計8名おります。それから、アゲインビルでございますけど、こちらの方に商業支援センターを設置しております。県派遣職員2名が常駐しておるところでございます。合計で26名となっております。

次に、4ページをお開きください。4の特別会計の概要でございます。特別会計につきましては、特定目的の基金を財源にしている場合や、貸付事業などの一般会計と明確に区分する必要がある場合に設置しております。①の研修及び指導事業特別会計から5ページの(16)の商業フロンティア支援事業特別会計までの16の特別会計を設けております。先ほど説明したさまざまな事業を実施しているところでございます。これは事業の内容をそれぞれにまとめたところでございます。

次に、決算の状況でございますけれども、別途配付しております「平成18年6月定例県議会提出報告書」の抜粋をコピーしたものがありますので、そちらの方をごらんいただきたいと思います。表紙をめくっていただきますと91ページとなっておりますけれども、事業概要につきましては、先ほど常任委員会資料にて主要事業を説明いたしましたので、省略させていただきます。なお、事業ごとに会計名と事業費を手書き

で追加して記載いたしましたので、後ほどごらんいただきたいと思います。

96ページをお開きください。平成17年度の収支決算の状況でございます。16の特別会計と一般会計、全部で17会計ありますので、主なものについて説明させていただきます。

まず、(1)の一般会計でございます。主な収入は、県及び国からの補助金4億5,995万円余でございます。主な支出は、職員の給与費1億4,469万円余と事業費3億5,978万円余で、事業費の主なものは、文部科学省からの都市エリア産学官連携促進事業に係る研究委託費等の1億2,893万円余でございます。決算額は5億3,035万円余となっております。

次に、98ページをお開きください。(4)の地域技術起業化推進事業特別会計をごらんいただきたいと思います。平成元年度に国と県により基金を設置しまして、高度技術を利用して起業化を図る県内の中小企業等を支援してきたところでございますが、他の同じような支援策が充実してきたこと等から、国と県に4億4,204万円余を返還しまして、17年度をもって事業が終了したところでございます。主な収入は、基金の特定預金取崩収入の4億4,000万円でございます。支出は、この取り崩したものを国と県に返還に伴います償還金の4億4,204万円でございます。決算額は4億4,408万円余となっております。

次に、99ページをごらんください。(7)の中小企業経営基盤強化対策事業特別会計でございますが、これは、中小企業の経営革新や販路開拓活動に対する助成を行うための会計でございます。主な収入ですが、特定預金取崩収入1億500万円と前期繰越収支差額の1億1,015万円余となっております。主な支出は、経営革新や販路開拓への助成費3,798万円余であります。決算額

は2億1,720万円余となっております。

次に、100ページをお開きください。(8)の中小企業等支援ファンド事業特別会計でございますが、投資事業有限責任組合への出資を通しまして、事業再生に取り組む県内の中核的企業への支援を行うための会計でございます。主な収入は、県及び金融機関からの借入金40億円、主な支出は、県及び金融機関への償還金40億円でございます。決算額は40億132万円余となっております。

次に、(9)地域結集型共同研究事業特別会計でございます。科学技術振興機構から委託を受けました同事業の運営管理を行うものでございまして、収入は、この受託事業収入2億6,250万円となっております。主な支出ですが、研究試験に要する試薬等の消耗品費6,050万円余と遺伝子の解析を行うための機器等を購入するための備品購入費4,425万円余でございます。決算額は2億6,250万円でございます。

次に、101ページをごらんください。17年度新規事業の(10)の創業・新事業挑戦支援ファンド事業特別会計でございます。これは、県内の2つの投資事業有限責任組合への出資を通しまして、今後、成長性のあるようなベンチャー中小企業等に対する支援を行うための会計でございます。主な収入は、県及び金融機関からの借入金収入が2億円、主な支出は、投資事業有限責任組合、いわゆるファンドへの出資金が1億円、県への償還金1億円でございます。決算額は2億14万円余となっております。

次に、同じく17年度の新規事業の(11)戦略的地域科学技術振興事業特別会計でございます。これは、大学や企業等の研究者が実施いたします研究開発活動を支援するための会計でございます。主な収入ですが、これは、みやざき21世紀戦略推進財団から当財団へ移管されたことに

伴う寄附金という収入で、7,651万円余、それから特定預金取崩収入の3,792万円であります。主な支出ですが、基礎研究費への助成費が2,892万円、基金繰出金の7,651万円余であります。決算額が1億1,443万円余であります。

次に、104ページの方をお願いいたします。

(14) みやざき産業創造設備貸与事業特別会計でございます。これは、中小企業者等に対して、割賦またはリース方式によります設備を貸与するための会計でございます。主な収入は、5行目、償還準備金の戻入額6億7,112万円余と、その上の割賦償還金4億2,363万円余であります。主な支出は、4行目の借入金返済6億7,112万円余と、その下の償還準備積立金の4億5,029万円余、一番上の貸与設備購入1億7,810万円でありまして、中小企業等が必要とする設備を財団が購入してから貸与するという方式をとっているところでございます。決算額は14億2,290万円余でございます。

次に、105ページをごらんください。(17)の商業フロンティア支援事業特別会計でございます。これは、創業予定者や意欲ある事業者の支援等を行うための会計でございます。主な収入は、県からの補助金が3,505万円余でございます。主な支出は、人件費1,757万円余と管理事業費の1,747万円余であります。決算額が3,505万円余となっております。

次に、106ページをお開きください。4の財産目録、5の貸借対照表でございます。総資産は96億3,718万3,841円で、正味財産が9億9,589万1,942円でございます。

以上が平成17年度の決算報告でございます。

次に、107ページをごらんください。平成18年度の事業計画について御説明いたします。

2の事業計画をごらんください。今年度にお

きましても、平成17年度に終了いたしました一部の事業を除きまして、引き続き各事業に取り組むこととしております。事業内容は平成17年度決算報告の内容と同じでありますので、新規事業のみを説明させていただきます。

まず、(1)の③18年度新規事業「バイオメディカル新技術産業化展開推進事業」であります。事業費は1,554万3,000円ありますが、地域結集型共同研究事業で創出されました新技術を県内外の企業への技術移転を推進することとしております。

次に、同じく18年度新規事業の⑧をごらんください。「広域的新事業支援ネットワーク拠点重点強化事業」でございます。これは、「みやざき産業クラスター推進協議会」というのがございますけれども、こちらの方のビジネス・インキュベーション支援基盤を確立するために、シンポジウムの開催、新製品の販路開拓支援等を九州経済産業局からの直接補助事業により実施することとしております。事業費は1,780万7,000円でございます。

次に、110ページをお開きください。平成18年度の収支計画でございます。

(1)の一般会計でございますけれども、総額は*2,323万円でございます。主な収入は、事業費等に対する県等からの補助金が4億7,900万円余で、主な支出は、職員の給与費1億5,283万円余と事業費の中の委託費で1億1,914万円余でございます。

111ページの(2)研修及び指導事業特別会計から117ページの(16)の商業フロンティア支援事業特別会計につきましては、平成17年度で終了いたしました地域技術起業化推進事業特別会計を除きまして、引き続き各会計により事業を

※13ページに訂正発言あり

実施していくこととしております。

117ページをお開きください。(15)でございますが、商店街競争力強化事業特別会計であります。中小企業基盤整備機構と県の財源をもとにしまして、平成13年に設置しました基金を活用しまして事業を実施してまいりましたが、本年5月に基金の償還期限を迎えましたために、18年度をもって事業終了となる予定でございます。

以上が平成18年度の事業計画でございます。

これで財団法人宮崎県産業支援財団の御報告を終わります。

○吉田企業立地対策監 私の方からは「最近の企業誘致の状況について」御報告いたしたいと思っております。

委員会資料の7ページをお開きください。本年度の企業誘致の件数は、現在までのところ3件となっております。業種別では、製造業1件、情報サービス産業2件となっております。

それでは、それぞれの企業について簡単に御紹介いたします。

8ページ以降に企業の概要をつけておりますので、御参照いただきたいと思います。まず、小林市の株式会社ミヤザキであります。同社は、県と小林市の誘致企業として、平成4年に現在の小林工場を建設しまして、大手の電機・電子メーカー等の生産ラインに用いられる多品種少量の工作機械用プラスチック部品を製造しておりますが、半導体を初めとする電子部品業界からの受注量の増大に対応するため、現在の敷地内に工場を増設するものでございます。ことしの12月に操業開始予定でございます。

次は、日本福祉サービス株式会社でございます。同社は、全国の介護事業所の介護報酬請求業務のヘルプデスク事業や福祉関係の各種サービスを幅広く展開しておりますが、今回、ヘル

プデスク業務のさらなる強化及び拡大のため、コールセンターを都城市内に開設するものでございます。来月の7日に開所式を行う予定になっております。

それから、3社目は、株式会社シーイーシーでございます。同社は、東証の一部上場企業でございます。ソフトウェアの開発やITソリューションビジネスなどの事業を展開しておりますが、今回、携帯電話やデジタル製品等に組み込むソフトウェアの開発及びその検証サービスを行うための事業所を都城市に設置するものであります。来月操業開始予定となっております。

私の方からは以上でございます。

○矢野地域産業振興課長 「平成17年度宮崎県繰越明許費繰越計算書について」であります。「平成18年6月定例県議会提出報告書」の162ページをお願いいたします。162ページの一番下の欄でございますが、商工費・工鉱業費の「休廃止鉱山鉱害防止事業」であります。これにつきましては、恐縮ですが、委員会資料の6ページの方で説明をさせていただきますので、お願いいたします。

この事業は、1の事業概要にありますように、美郷町北郷区の速日鉱山における休廃止鉱山鉱害防止事業で、301万3,000円を繰り越したものであります。事業の全体内容につきましては、(4)にありますように、速日鉱山から流出する抗廃水による河川の汚染防止等を図るための抗廃水の中和と汚染物質の除去及び水処理を行う施設の場内管理道の整備であります。このうち②の場内管理道の整備につきまして、昨年台風14号によりまして場内に多大な被害が生じ事業の進捗が大幅におくれたため、事業を繰り越したものであります。なお、繰り越した事業

の進捗状況でありますけれども、現時点ではほぼ終了しております。

繰越事業については以上であります。

続きまして、「まちづくり三法」の改正について御報告をさせていただきます。

委員会資料の11ページでございます。今回、「まちづくり三法」と呼ばれる関係法律が改正されました。「まちづくり三法」とは、1、趣旨の(1)の図にありますように、中心市街地活性化法、大規模小売店舗立地法、改正都市計画法を総称したものであります。

それぞれの法律の内容ですが、中心市街地活性化法は、市町村が策定する中心市街地活性化基本計画によって市街地の整備改善及び商業等の活性化を一体的に推進するための法律でございます。それから大規模小売店舗立地法は、立地場所が決まりました大規模小売店舗の立地周辺地域の生活環境を保持するための法律でございます。それから、改正都市計画法は、大規模小売店舗が立地できる場所のきめ細かなゾーニングを行った法律でございます。

これらの法律の施行から早いものでは7年が経過いたしましたけれども、中心市街地は活性化せずに、全国的には空洞化が深刻化するという事態に至っております。その原因であります、(2)にありますように、中心市街地活性化法において都市機能を集約するといった視点が欠けていた、あるいは大型店の郊外進出が認められやすく、広域的視点が反映されにくい都市計画体系になっていたなどの点が指摘をされております。

このような点を踏まえまして、中心市街地を活性化させるための基本的な方向につきましては、(3)にありますように、少子高齢化の加速とともに、人口減少社会が到来し、経済規模も

縮小基調にあるということ、それで、このままでは人口の郊外流出、都市機能の郊外拡散による公共投資の増大によって自治体の財政が維持できなくなること、それから商業のみならず、歴史・文化、あるいは防犯・防災といった価値がはぐくまれるためにはコミュニティーが維持されなければならないということから、中心市街地でコンパクトでにぎわいあふれるまちづくりというものを目指すということになったものであります。そのためには教育文化施設、あるいは医療施設といったさまざまな都市機能の市街地への集約と、中心市街地のにぎわい回復を一体的に推進する施策を講じていくということになりまして、その方向性に沿って、今回、都市計画法及び中心市街地活性化法が改正されたものであります。

12ページをお開きいただきたいと思います。改正の概要であります。まず、(1)の都市計画法の改正であります。主な点は、床面積1万平方メートルを超える店舗、映画館、アミューズメント施設といった大規模集客施設の立地については、従来は左の図のように、都市計画区域内では6つの用途地域並びに用途の指定のない地域において可能でございましたけれども、今回の改正で、立地できる都市計画区域は、右の図のように、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、この3つの用途地域に限定されております。なお、準工業地域につきましては、後に述べます改正中心市街地活性化法の中で、国の支援を受けようとする場合には、市町村が策定することとなります中心市街地活性化基本計画の中で、準工業地域においては大規模集客施設の立地を抑制するという特別用途地区を指定ということが認定の条件となる予定でございます。

なお、都市計画法につきましては、このほかに多くの改正がなされておりますので、この後、土木部の審議の際に都市計画課が説明させていただくということになっております。

続きまして、(2)の中心市街地活性化法の改正でございます。従来は中心市街地活性化に係る国の支援を得るためには、まちづくり機関が市町村の策定した基本計画に沿って事業計画を作成をいたしまして、経済産業大臣の認定を受けるという仕組みでございました。しかしながら、なかなか支援の効果が上がらずに、支援の選択と集中を図るという観点から、今回、抜本的な改正がなされたものでございます。今回の改正では、図にありますように、法律に「目的」に加えまして、新たに「基本理念」あるいは「責務規定」が盛り込まれるなど、まちづくりの基本法的な性格が与えられております。

まず、「目的」では、中心市街地における都市機能の増進及び経済の活力の向上を総合的・一体的に推進するということがうたわれておりまして、「基本理念」では、地域の関係者が主体的に取り組み、それに対して国が集中的に支援を行うこと、さらに、国、地方公共団体及び事業者が中心市街地活性化のためにそれぞれ責務を有するという旨の規定が新設されております。この中で国の責務は、基本理念にのっとり総合的な施策を策定し、実施するということとなります。これを具体的に図で示したものが支援スキームの図でございますが、市町村が国の支援措置を受けるためには、市街地の整備改善、都市福利施設の整備、まちなか居住の推進あるいは商業の活性化といった内容を盛り込んだ中心市街地活性化基本計画、図では左の方の四角囲いをしております(新)基本計画でございますが、これを策定し、内閣総理大臣の認定を受け

なければなりません。また、国において、内閣総理大臣を本部長とする中心市街地活性化本部、これは一番上の方に書いてございますが、これを内閣に設置して基本方針の作成とか、あるいは各省庁間にまたがる各種支援の総合調整、事業の実施状況の検証、見直しなどを行うということになりました。

さらに、地方において従来、商業活性化のための取り組みを行ってきまして商工会議所や商工会を中心としたTMO、いわゆるまちづくり機関ですが、それにかわるものとして、まちづくり全体にかかわる活動を総合的に実施する、いわば指令塔といたしまして、図の中ほどでございます中心市街地活性化協議会が設けられました。この協議会は、商工会議所または商工会などと中心市街地整備推進機構、また、まちづくり会社などが共同で組織をいたしまして、市町村とか、あるいは地権者などの参画も得て内閣総理大臣の認定を受けた基本計画に記載された事業を一体的に、かつ円滑に実施するために必要な事項を協議するとともに、さまざまな民間事業活動を取りまとめてまちづくりを総合的にコーディネートをするという役割を担うということになりました。

続きまして、13ページをお開きいただきたいと思います。(3)でございますが、大規模小売店舗立地法につきましては、店舗面積が1,000平米を超える店舗の新設につきましては、出店者が県に届け出を行った後に、2カ月以内に地元説明会を開催するなどの手続が必要でありまして、届け出から8カ月を経過した後では新設はできないということになっております。今回、この大規模小売店舗立地法については、直接の改正はございませんでしたが、中心市街地活性化法において大規模小売店舗立地法の特例とい

うものが規定されまして、県が市町村の求めに応じて認定された中心市街地活性化基本計画に盛り込まれました、認定中心市街地内の一定の区域を第一種特例区域ということで決定すれば新設の届出は必要がなくなると。それから、中心市街地内の一定の区域を第二種特例区域ということで決定すれば新設の届け出と2カ月以内の地元説明会の開催だけで新設ができるということになります。これらの仕組みによりまして中心市街地に大型小売店舗が出店できやすい環境が整えられたというところでございます。

3には改正中心市街地活性化法に基づき実施されます商業活性化事業に対する国の重点的な支援措置を掲げております。

最後に、4、県の役割でございまして、今回の改正中心市街地活性化法では、中心市街地の活性化は、市町村や地域住民、関係事業者が主体的に取り組むものということにされまして、県はその取り組みをサポートするということとなります。具体的には、市町村が国から認定を受けた基本計画に基づき事業をする場合に必要な助言を行う、あるいは大規模小売店舗立地法の、先ほどの第一種、第二種の特例区域を設定するなどでございます。また、県としては、このほか、例えば、まちづくりに関する市町村や県民の意識啓発、あるいは基本計画を策定する際の助言、基本計画に基づく事業に対する補助などの支援によりまして、中心市街地の活性化を図ることが必要であるというふうに考えているところでございます。以上であります。

○松原観光・リゾート課長 続きまして、「観光をめぐる最近の動きについて」御説明いたします。

常任委員会資料の14ページをお開きください。まず、県内の西武関係施設についてでございま

す。

県内には西武グループが所有している観光関連施設といたしまして、南郷町の日南海岸南郷プリンスホテルを初め、小林市、串間市、門川町にそれぞれゴルフ場がございますが、平成17年3月に、これら県内すべての施設が撤退・売却の対象施設となっているとの報道がなされたことから、県では、地元自治体と連携し、西武グループに対し施設の存続要望を行ってきたところでございます。今月13日に、株式会社プリンスホテルから、西武グループ保有の県内施設の取り扱いについて方針の説明が行われたところでございます。

説明内容につきましては、資料の2でございまして、まず、(1)南郷町の日南海岸南郷プリンスホテル及び串間市の日南串間ゴルフコースについては営業継続の方向、小林市の生駒高原宮崎小林ゴルフコース及び門川町の宮崎日向ゴルフコースについては、平成18年度内に売却の方針、(2)でございまして、売却対象施設については、幅広く売却先を募り、事業の継続、従業員の雇用確保がなされることを前提に選定を行う予定という説明内容でございました。2つのゴルフ場の売却につきましては、残念な結果であると受けとめておりますが、日南海岸南郷プリンスホテル及び串間のゴルフ場が引き続き西武グループにより営業継続の方向となりましたことは、本県及び地元自治体にとってはありがたいことと考えております。

県といたしましては、今後とも、地元自治体と連携を図り、売却対象となった2施設について、ゴルフ場としての事業の継続や従業員の雇用確保が図られるよう西武グループへ働きかけてまいりたいと考えております。

続きまして、15ページをお開きください。み

やぎきフラワーフェスタ2006の開催結果についてでございます。

第39回となりました今回は、58日間の日程で開催されました。

次に、3の会場につきましては、例年どおり、メイン会場の「こどものくに」を初めとしますフラワーフェスタ9会場で開催されました。このほか、協賛イベント42会場でもさまざまな花イベントなどが行われ、全県的にフラワーフェスタを展開したところでございます。

次に、4の入場者数につきましては、フラワーフェスタ9会場の合計で約77万6,000人の入場がございました。これは昨年より約5万人減少しておりますが、主な要因といたしましては、期間前半の週末の天候が不順であったこと、桜の開花時期が例年より早く、母智丘公園では花の見ごろとこれに合わせたイベントにずれが生じたことから、母智丘公園については、資料の4の図の3段目にございますけれども、昨年と比べますと6万3,700人減ってしまったということが影響したものと考えております。

最後に、5の開催概要についてでございますが、今回は、メイン会場である「こどものくに」におきまして、花と緑の愛好家グループや花の生産者の方々による特色ある花壇が設けられたり、開会・閉会セレモニーでは、会場盛り上げのため多くの県民の方々に御協力いただいたところでございます。

観光・リゾート課からは以上でございます。

○黒木覚市委員長 執行部の説明が終了しました。まず、報告事項について質疑はございませんか。

○矢野新産業支援課長 私、財団法人の説明の中で、報告書の110ページの財団の収支計画の方で収入の方を不鮮明な話し方をしましたので、

「5億2,323万円」を「2,323万円」と説明したと思いますが、「5億2,323万円」に訂正をお願いいたします。失礼しました。

○榎藤委員 いただいた手元資料の産業支援財団のところなんですけど、決算の報告ということではもちろん報告書、それから手元資料としていただいた実績もある程度は細かに書いてあるんですが、それぞれの対象年度の取り組む事業、予算といいますか、それに対して実際に1年間かけて行ってきた実績、そういうものとその結果に対する評価、そして、さらには次年度以降どうするのか、あるいは前年度から来た事業はどうなのかというあたりについて、決算の報告ということでこれでいいのかもしれませんが、事業の内容が本当に当初の計画どおり充実した形で対象の中小企業等に対してサービスできたのか、そういう部分がこれはどう見ても細切れることでありまして、そこら辺の審議なり評価なり、次年度以降の意思決定というものは当然それぞれの部署でやられていると思うんですけども、まずはその点についてはどうなんでしょうか。

○矢野新産業支援課長 産業支援財団は平成12年4月に宮崎県産業技術情報センター、それから宮崎県中小企業振興公社、商業支援センター、これらをまとめた形で財団になっています。それで、会計も申し上げたとおり、一般会計を含めて17会計で、非常に今、複雑になってきておるところでございます。これにつきましては、組織そのものも佐土原の工業技術センター、松橋の中小企業会館、アゲインビルの3カ所に分かれておりまして、会計も今申し上げたとおり17会計あるということで、わかりにくいというお話は各方から聞いてはおりますので、今、会計

につきましては、まず、もっと簡素化してわかりやすくできないかということで、ことし、改善チームをつくりまして、もう少しわかりやすい会計にしようということで考えておるところでございます。

組織につきましては、今、ずっとこれは懸案でございまして、この3カ所をもう少しまとめた形で効率的に、利便性の高いものにできないかということで、場所等について今いろいろ考えているところでございます。そういう問題を抱えておりますので、見直しをことし中にやりたいと考えているところでございます。

○榎藤委員 それぞれ今お答えいただいたようなこと等があるかと思いますが、1つはこの常任委員会への提出資料として、これを見ても非常にわかりにくいわけですね。だから、これは私個人的なことですが、たたき台として、逆に横長にもう少ししてもらって、項目があって、事業の予算があって、実績があって、中身があって、当初予想したものがちゃんとできたのかと、あるいは問題があるなら、当初のものが採用されずにこうだったとか、そういう評価の部分がないと、我々としては金額が正しいかどうかというチェックは監査で既にきちっとやられているということは信用しているわけなんですね。だから、そういうたくさんな事業に中小企業の人がこういう事業をやってもらって、本当に充実してという、そこら辺の評価を、例えば、常務理事とかだれとかがやっていると思うんですが、そういうような形のものが私たちの所見としてわからないんですね。だから、そこら辺を何かもっと報告も工夫していただければいいんじゃないかなと。説明は17項目にわたって聞いたんですけども、なかなかわかりにくいというような気がするものですから、そういう御提

言を結論としてはしたいと思います。

それから、次なんですけど、13ページ、新しく法律ができ、今からということなんですけど、例えば、市町村の自主的な判断ですよとは言いながら、私たちが一番大きな問題として考えているのは、10万を越す3つの都市の中で、この法律が通ったことによって何らかの市街地の活性化が望めるんだろうかというような、この法律の趣旨その他からして市町村が判断するのも県が判断するのも同じことだろうというふうに思うわけですね。そういう中で、延岡にしても、都城にしても、宮崎は特にいろいろあるわけですが、県が先んじてどうしなさいという意味じゃないんですけども、この法律の趣旨からして、例えば、宮崎あるいは延岡等が取り組もうと、そういう何らかのきっかけになるのかなというふうに一面期待もしているんですけど、そこら辺、法律の施行ということ踏まえて、県としては、これは当然、延岡も宮崎も言ってくるだろうという、そういう法律の内容なのかどうなのかということ等については、断定的に言うことは難しいでしょうけど、一応どういう感じなんですか。

○矢野地域産業振興課長 今、委員おっしゃったこととありますが、この法律ができたからといって中心市街地が活性化するという事は決してないというふうに判断しております。国も、あるいは国会の審議の中でも、やはりこの法律に魂を入れるといいますか、そういうためには、地域の事業者あるいは市町村の方々が一体となって自分たちのまちを活性化させるという気概がないと、絵にかいたもちになるということ等を皆さん御指摘をされております。私どももまさもそうだろうというふうに感じておりまして、いわゆるまちづくりというのは、ある意

味ではもちろん地域づくりでありますし、人づくりだというふうに思っておりますので、非常にやる気のあるリーダー的な存在の方が何人か出られて、ぐっと引っ張っていくという体制というのがぜひ必要かなと。県も、そういう状況があれば市町村あるいは国と一体となって支援をしていくと、そういうことになるんではないかというふうに判断をいたしております。

○**榎藤委員** 14ページなんですが、これは逆を言うと小林と日向は売却対象というふうに解釈してよろしいんですかね。

○**松原観光・リゾート課長** 小林と日向については、年度内に売却する方向ということでございます。

○**榎藤委員** 県においても、一ツ瀬の河川敷等については指定管理者に移管するというようなことで、西武グループにおいても感覚としては同じようなことかなと、黒字化していくという意味でですね。身軽にしていくということなんでしょう。このことは新聞等で打ち上げられてしばらくたつわけですけど、もし入っていればということですけど、現地法人とか何とかという、そういう動きがあるのかどうかということです。

○**松原観光・リゾート課長** 今のところは具体的にそういう動きはございません。

○**長友委員** 「まちづくり三法」に関してですが、都市計画法のところで、確かに、改正になった理由というのは、大規模小売店等が相当いろんなところに立地をしたということで、中心市街地が非常に空洞化をしたりということで大変な状況になったと、こういうことがあるわけですけれども、私は市街化調整区域に住んでおりまして、都市計画法というので線引きがあるわけなんですけれども、市街化調整区域に

についても人口減少、少子化、こういう部分もあるし、高齢化という部分もあって、しかし、市街化調整区域自体もそれなりに生き残りを図っていかなくちゃいけないという同じ状況があるわけですね。中心市街地に関してはこういう形でいろんなてこ入れがなされていくわけですが、たとえば、12ページの都市計画法を見ますと、大規模集客施設、こういうものの立地の可否に関しまして、市街化調整区域は従来の方でやりますと原則はバツと、そして計画的な大規模開発の場合はよかったわけですね。ところが、今回改正になりますと、大規模開発も含め原則もうだめと、こういうことになってきます。それで、地区計画を定めた場合、適合するものは丸とあるわけですが、ここのあたりをもうちょっと説明をしてください。具体的にどういう形なら丸なのかですね。

○**矢野地域産業振興課長** 都市計画法ということで、恐らく後、土木部の方でも御説明をさせていただくことになるかと思いますが、今、私どもがわかっている範囲につきましては、地区計画というものにつきましては、いわゆるこの地域で、例えば、何と申しますか、まちの一定の集積のある地域とか、あるいは共通の特徴を持った場所というのを一定の範囲という形で設定をいたしまして、その地区を単位としまして、例えば、道路とか公園とか、そういったものを配置する、あるいは建築物の用途とか形態等がある程度一体化していくというようなことで、その地区独自のまちづくりを定めたアングルというのを計画の中に盛り込んで開発をしていくということであればいいですよとっておりますので、ある意味では私の認識としては、市街化調整区域の中において一定のまちづくり的なものを計画をすれば、それは認められるという

ことのようにございます。

○長友委員 それは、市の段階でその地域と市との中でそういう計画がつくられば良いというふうに解していいわけですかね。

○矢野地域産業振興課長 そのように理解をしております。

○長友委員 だから、市街化調整区域も県道沿いを中心にしたりしながら、ある程度の商店とか何とかそういうのが集積しているところがあるわけですね。そこらあたりもある程度のそういう集積があれば、そこを中心に、たとえその辺が農業やらしておったとしても、その集積した商店街とかそういうところに集まってきて、そこを中心に活性化が図られるということもありますので、まちづくり三法が改正になって、一方的に市街化区域の中心市街地といいますか、そこばかりに焦点が当てられるとなかなか困るなということがありますので、県の方がどういうかわり方ができるのかというような県の役割というのがありますけれども、ここらあたりが市あたりから上がってきた場合にはできるだけ県としてもサポートをしていただきたい、これはちょっと要望しておきたいというふうに思います。

○矢野地域産業振興課長 今、委員のおっしゃっていたことにつきまして、いろいろと議論がございます。中心市街地だけ活性化していいのか、中心市街地が活性化することによってその波及効果が地域に及ぶということがねらいだろうと思いますけれども、おっしゃったように、市街化調整区域でもある程度の集積があるようなところがございますので、そういったところはお互い、もう一つの核として中心市街地と今、市街化調整区域にできている一つのまとまりというのを有機的に連携させて市町村としてのまち

づくりをしていくという考え方もあるということで、そこは市町村あるいは首長の方のお考え一つにかかってくるのかなというふうに考えております。以上であります。

○坂口委員 産業支援財団の産学官連携ですが、取り組み内容だけど、まず説明資料の2ページ一番下、県北臨海エリアの事業の中身なんですけど、何をどうするという事業なんですか。

○矢野新産業支援課長 これは、文部科学省からの補助でございまして、例えば、魚から出てきます魚腸骨、それとチリメンの煮汁、こういうものから有用性の高い成分を検出しまして、それを機能性食品とかそういうものに転用できないかとか、そういう研究をするものでございます。九州保健福祉大学とかに協力していただいているところでございます。

○坂口委員 順序は逆になるけど、一番下の今の県北・都城エリア、食の機能は、それぞれ産官学、大学はどこの大学のどういう教室とか、県はどの施設のどういう試験研究分野とかの体制図、それと民はどの企業だというのはどんなぐあいになっていますか。

○矢野新産業支援課長 地域結集型でございまして、これは医学分野、農学分野に分かれておりまして、医学分野では宮崎大学医学部、京都大学医学部、岡山大学薬学部、京都府立医科大学、京都薬科大学、それから国立がんセンター研究所、県関係が工業技術センター、県立宮崎病院・日南病院・延岡病院、都城市郡医師会病院、民がケージーエスという会社と中外製薬、旭化成ファーマ、三菱ウェルファーマになっております。それから、農学分野でございまして、これは宮崎大学の農学部、宮崎大学工学部、九州大学院の農学研究院、九州東海大学、それから県が食品開発センター、総合農業試験

場、宮崎県JA食品開発研究所、雲海酒造、霧島酒造、南日本酪農協同組合、横山造園土木、日本食材加工株式会社、パーキンエルマー株式会社、バイオラットラボラトリーズというところでございます。こういう産学官から今、101名ですが、去年は108名の研究者がこれに携わっておりまして、宮崎県産業支援財団の結集型研究室、ここにコア研究室を設けております。ここで雇用研究員が37名、財団で雇用した雇用研究員がこの中に10名おります。研究統括に宮崎大学の医学部長がなっていておられます。それから事業統括で宮崎県工業会の副会長さんになっていただいております。あと新技術エージェント2名を配しているところでございます。体制としてはこういう体制で臨んでいるところでございます。

それから、都市エリアの都城盆地エリアの方は、コア研究室を宮崎県木材利用技術センター、これは御存知のとおり、都城市にございますが、ここで雇用研究員、コーディネーター2名、非常勤職員1名、スタッフは合計4名でございます。参画研究員が40名で、企業が15名、大学と高専から18名、公設試が7名でございます。共同研究参画機関が22機関ございます。多いので幾つか例を挙げますと、産（企業等）が都城森林組合、清本鐵工、都城木材、学の方は宮崎大学工学部・農学部、都城高専、公が木材利用技術センターと畜産試験場、工業技術センターになっております。

臨海エリアの県北地区の方ですが、コア研究室を九州保健福祉大学のQOL研究機構内に置いております。ここはコーディネーターを1名配しております。参画研究員が37名で、企業が7名、大学が27名、公設試から3名、共同研究参画機関でございますが、13機関でございま

して、これは財団も含んでおりますが、企業が吉玉製鍍とか旭有機材、旭化成ケミカル等が入っております。学では九州保健福祉大学、宮崎大学工学部・農学部・医学部、公が水産試験場と食品開発センターでございます。以上でございます。

○坂口委員　きのう、僕は一般質問でやったんですけど、これはテルペン類の抽出技術と分離技術と、その商品化だと思えるんですね。やっぱり山関係が入ってこないというのと、それから、きのうも言いましたように、分野横断だったら市町村関係もここに名前を連ねるのが当然じゃないかというような気もするしですね、それから林業試験場でしょう、これ。だから、林務あたりがもうちょっと一生懸命にならないと。将来何を目指そうとするのか、どういうことに取り組んでいるのかということ、これは国の姿勢がどこにあるのかと云ったら、やっぱり環境一体型とか健康一体型の新たな産業ですね。そうしたらもうちょっと構成メンバー、民の方の公募、こういうことをこうやるから手を挙げてこないかという公募のあり方というものを検討していかないと、制度が国からおりてきた、何か、これ、飛びつこうかと、あそこの会社はおれが知っているから声をかけるわというような民の張りつけみたいな気がするんですわ。こんなやり方じゃもったいないですよ。本当、ちょっとおかしいと思うんですよ。それを1つ。

だから、何をやろうとしているのか、どこを目指そうとしているのか、最終的に確立されて県の財産になるものは何なのかと云ったら、例えば、バイオマスだって杉の木から、いわばカンファーあたりを取り出そうとするやつでしょう。カンファーとかヒノキチオールって、ちょっと知ったふりに見えますけど、今でもなかなか

国際的に難しいのがその分離技術なんですよ。分離できたら、あとはそれこそ、猫がうんこやしっこをして困るから、猫の来ない芳香剤を置こうとか、そして天然由来だから何の害もないよとか、殺虫剤をつくろうとか、そういったものを商品化しようというやつなんですよ。山を持って困っている森林組合とか市町村、そういうところが入ってきて、じゃ、うちは将来、この山はこういう利活用の方向でいこうと、ぜひこんな商品を開発してほしいとか、こういう技術を確認してほしいという、そういうものが来ないと、それもやっぱりシーズですよ。だから、僕は民の参入企業の選定の仕方は大いに問題ありと思いますよ。これは要望でいいですけど。

○矢野新産業支援課長 新産業支援課の新しい事業を起こそうということで2つの柱で考えております。1つは、一番直接的に企業誘致をして産業集積を図ろうということ。もう一つは、将来の新事業を創出して宮崎県にふさわしい事業を起こそうという目的でございます。その中でバイオ関係を新しい事業の一つとして考えているところでございまして、地域結集型事業、都市エリア事業、これらからは県内の農産物または廃棄される残渣類、これらを利用して新しいバイオのシーズを見つけて、それから県内の事業または県外の事業に技術移転をして産業集積を行っていこうという目的で、今、動いているところでございます。支援財団も今、7年目に入ってきたところでございますけれども、今、技術シーズがこういう事業の中で少しずつ出てきました。18年度新規事業で展開事業をやっておりますが、技術を移転するエージェントを2人配置しまして、県内企業とか県外の企業に売り込むためのエージェントでございます。今か

ら宮崎県の農産物を利用していこうということで、そういう農業関係とか造園業の方もいろいろ入っているところでございます。工業関係も、医療機器の診断機器とか、そういうものを開発していこうという意味合いで工業面にもメリットがあるところでございます。また、商工観光労働部だけではできないことでございますので、農業、その他福祉等とも連携しながら頑張っていきたいと考えているところでございます。以上でございます。

○坂口委員 くどくなりますけど、本当にそうだと思うんですよ。1番目の、例えば、機能性を利用して、人間の自然の治癒力に頼ろうという、そのためにはどういう農産物がどういう成分を持っているかということから始まって、これはきのう、ポジティブリストで3人質問しましたけど、県は機能性に目を向けて、今度は判定機に力を入れていっていますよね。これは大いに可能性がある。

そして、杉の今のバイオマスで廃棄処分していたものの有効活用と言うけど、じゃなくて、今度はそれを主流の目的活用に行く技術なんですよ。廃材を使おうじゃなくて、その木全体をそれに商品化して付加価値をつけようという技術。話が前後しますけど、例えば、林業試験場が今まで何をやっているかということ、特殊なキノコの発がん性物質を多く含んだキノコの品種改良と栽培技術を確認していこうという試験はもう既に終わっているじゃないですか。平成13年からの5カ年継続事業で。それをぽつんと「技術が確立されたよ」と言っただけ。じゃ、その栽培をずっとやっていこうとかいうものが広がっていかないですね。ところが今度はこういう活路を見出すんですよ、その商品の付加価値をつけるんですよ、企業も乗っかるんですよと

いうものがあるれば、都城盆地の林業試験場を使う研究をやっておきながら、林務サイドはそういったものに全然気がついていないですよ。だから、今、こちらは予算なり決算なり、事業の整備の仕方を言われたけど、同じだと思うんです。中でやっていることをだれがそれを期待するのか、どこに行政が得た利益というものをだれに供給しようとしているのかというところをやっぱり見やすくしておかないと、産業がそれを生かそうとする体制、それからこちらに目を向けようというものがないと思うんですよ。

今の試験研究機関のレベルだったら物すごいトップレベルですよ。もったいないなと思うんですよ。これを我が県でやれるという立場になり得たのに。ちょっとくどいですが、だから公募のあり方、それから体制の組み方というものをもっと有効的にしてほしいということを要望しておきます。

○濱砂委員 まず、先ほどの産業支援財団なんですけど、平成12年4月1日から産業技術センターと中小企業振興公社が統合されて来ているわけなんですけど、県の方針としてはこのまま存続という形だったんですか。それとも縮小という状況でしたか。どちらですかね。

○矢野新産業支援課長 ここは公社等の見直しの対象にはなっておりません。国の指導で新しく事業を支援するためのこういう財団をつくるようにということで、情報センター系とか公社系はこの前の年度の11年度にいろいろ指導がありまして、宮崎県は一番遅いぐらいのペースでこういう統合をしたところでございます。

○濱砂委員 国の指導でこういうことが今進められておると思うんですが、この中で職員が計26名、うち県派遣が19名で構成をされているんですが、この中の銀行派遣の2名というのはどう

いう役割をしているんですか。

○矢野新産業支援課長 これは、産学官連携の課の方におりまして、宮崎銀行と太陽銀行から協力していただいておりますけれども、創業支援の方の事務事業に携わっていただいております。

○濱砂委員 それから、プロパーが5名ということなんですが、県派遣の14名の職員の方々というのは最初からここでという形なんですかね。部長、今、いろんな人件費等の問題で論議されているんですけども、今後も県職員を派遣したままでずっと継続をしていくということになるんですかね。こういうところには全然まだ目が向いていないんでしょうかね。プロパーをふやして地域の民間程度で人件費等を考えていく、県職員と同じようなレベルで人件費等を考えていく、どちらの方向か。今のまま継続した方向でいくという考え方なんですかね。

○落合商工観光労働部長 行革の見直し対象でいろいろ具体的にやるということまでは出ていないということなんですが、基本的に、現時点では、この財団の役割というのは今、非常に大事になってきています。商工観光労働部だけじゃなくて、ほかの部なんかの仕事もこの財団で受けているということで、創業支援とか産業連携とか新分野とか、そういう意味で非常に大事になっていきますので、これを今のままでいいかと、場所の問題から含めて、これをもうちょっとどうするかというのは本当に真剣に考えないといけないと思いますが、県職員をもっと減らしていこうとか、プロパーをもっとふやそうとか、そういうことはまだちょっと現時点では考えておりませんが、この財団、17会計もありますし、事業費総額もかなり大きいんですよ。そういう中でどういうふうにこの財団というの

を今後うまく機能させていくかということはいろいろ考えていきたいとは思っておりますが、現時点では、今の状況を大きく変えようということは考えておりません。

○濱砂委員 この職については行革対象外ということですね。今、いろんな論議をされているんですけども、5年間で900人も減らしていく、だんだん行革を進めていく中で必ず論議が出てくると思うんですよ。14名の職員派遣というのはボリュームとしてはかなり大きい部分ですので、論議が出てくるかと思うんですが、今のところでは行革対象外という形で我々は考えているんですね。

○矢野新産業支援課長 そういうぐあいに考えております。

○濱砂委員 教えてください。それから、5ページの(14)(15)、この言葉の中で「運用益等を活用し」というのがあるんですよ。基金5億円、それぞれの機構が5億円、5億円、5億円の15億円の基金活用でいわゆるソフト事業に対して助成を行うというのが(14)(15)に出ているんですが、運用益というのは今、どういう運用益が出ているんですか。(14)(15)の中に「中小商業活性化のためのソフト事業に対して助成を行う」と。「運用益等を活用し」という言葉が出ておるが、今、この時代にどういうので運用しているのかというのがあるんです。

○矢野地域産業振興課長 実はこれにつきましては、国の方、具体的には中小企業基盤整備機構というところから5億円を県がお借りしまして、県がその5億円を財団に融資すると。融資した5億円の利息でこの事業を行うというシステムをとっております、具体的にこの5億円につきましては、財団の方で商工中金の利付金融債というものを購入いたしまして、その果実

で対応しているということでございます。

○濱砂委員 果実資金でしょう。どういう運用で、利付債なんですか。

○矢野地域産業振興課長 ちょっとお待ちいただけますか。

○濱砂委員 じゃ、それ、後からで結構です。

もう一点、誘致企業の考え方なんですけど、誘致企業の宮崎県に来る特典としては、我々が聞いているのは固定資産税の3年間ぐらいの免除とか、土地保有税の免除とか、そういったものなんですけど、それ以外に何か特典というのがあるんですか。

○吉田企業立地対策監 企業が来るときに県からということでしょうか。

○濱砂委員 企業が来るときに、企業に対する利点。

○吉田企業立地対策監 企業に対する支援ということで考えてよろしいんですね。一応それにつきましては、県としましては、新規雇用者1人30万ということで支援をやっています。それから、投資につきましても、機械とかの投資をしたときにその2%とか4%ということで、それぞれ要件がありますけれども、投資額割ということでこれも支援をしておるところでございます。

○濱砂委員 他県と比べたらどうなんですか。宮崎県は条件はいい方ですか。

○吉田企業立地対策監 いろいろと考えはございますでしょうけれども、これには限度額というのがあります。今申し上げました投資額と雇用割を足して幾らまでだったらいいということで限度額というのをつくっておるんですけども、限度額というのを見たときには、他県と比べるとちょっと少ないかなという感じは今のところ持っているところでございます。

○濱砂委員 隣の大分県が県民所得計算で九州で断トツ1位なんですよ。これが製造業の企業誘致の結果だというような分析が出ているものですからね。ですから、宮崎とお隣の大分県を比べたときに工業の立地条件がよかったのか、いわゆる雇用確保の面でよかったのか、それとも、いわゆる企業のほかに利点があったのかなと思ったものですから、大分県あたりと比べたらやっぱり違うものでしょうかね。

○吉田企業立地対策監 大分県は、一応、先ほど申しました限度額、これは10億円に設定しております。宮崎県は5億円ということでございます。

○矢野地域産業振興課長 先ほどの商工中金の利付商工債券、これは3年から5年物を運用していますが、利率が0.3%から0.75%ということでございまして、ちなみに、17年の運用益が260万1,000円ということでございます。

○濱砂委員 余り金額としては出ているほどはないということですね。

もう一点、都市計画法の改正なんですけど、ちょっとわからんもんですから。イオンショッピングセンターはこの中でいうとどの区域だったんでしょうかね。用途地域。

○矢野地域産業振興課長 市街化調整区域に入っております。

○濱砂委員 市街化調整区域だったら、本来は原則バツだったんですね。

○矢野地域産業振興課長 はい。ただ、20ヘクタール、条例では5ヘクタールで上乘せしてありますが、大規模開発をする場合につきましては、それが認められるということで、市街化調整区域における大規模開発ということで立地が可能ということでございました。

○濱砂委員 何ら問題なく今の改正後でもでき

ると。

○矢野地域産業振興課長 いや、今度は基本的に市街化調整区域において大規模開発、今まで20ヘクタールという……。

○濱砂委員 簡単に言ってください。今のイオンショッピングセンターは改正後だったらできたんですかということなんですよ。

○矢野地域産業振興課長 それはできません。市街化調整区域は原則だめでございます。

○濱砂委員 あの時点ならできたと。

○矢野地域産業振興課長 そういうことでございます。

○濱砂委員 了解です。

○横田委員 委員会資料の3ページの「挑戦する中小企業への支援」についてちょっとお尋ねしますが、技術開発とか商品開発をしようという中小企業の皆さんたちが、この支援事業に対してたくさん申請されると思うんですが、当然、どこかで振り分けせんといかんということで審査会の中で審査されると思うんですが、この審査会はどういう人たちで構成をされているんでしょうか。

○矢野新産業支援課長 審査会のメンバー構成につきましては、宮崎県新事業創出総合支援審査会というのを設けておりますけれども、メンバーが宮崎大学の地域共同研究センター、今、産学連携支援センターという名前になってはいますが、ここのセンター長、それから宮崎県知的所有権センター特許流通アドバイザー、これは発明協会宮崎県支部を知的所有権センターに国が指定してくれていますけれども、そこのアドバイザーですね。それから、中小企業診断協会の宮崎県支部長、宮崎県工業技術センター、財団が3名、常務理事、プロジェクトマネージャー、それからコーディネーター5名、新産

業支援課長、地域産業振興課長、経営金融課長、
以上で構成しておるところでございます。

○横田委員 ちょっと気になったものですから
こういう質問をさせてもらったんですけど、新
しい技術とか商品を開発しようとしている人た
ちが、宮崎県の中心的な企業の商品と利害関係
とかが出てきた場合に、何かその審査の段階で
つぶされてしまうとか、そういうことがもしか
してあるのかなというふうに思ったものでは
から、そういうことはないと思うんですけど、
そこらあたりはどうなんでしょうかね。

○矢野新産業支援課長 審査につきましては、
具体的に中小企業新事業活動促進法に基づき
まして、経営革新計画、それから補助金の産学官
連携新技術実用化研究の事業計画などがありま
すけれども、現在は経営革新関連の承認に関す
る審査件数が多いところでございます。審査す
る間、技術的に事業として成り立つか、それか
ら将来的に事業として成り立つだろうかという
ようなところで審査委員は審査を主に行ってい
るところでございます。平成17年度の審査の実
績ですが、12回開催しまして、経営革新関係の
新計画を51件審査しまして、39件承認しまし
た。それから、新しい事業への革新の補助金で
すが、これは2件出まして2件、それから集積活
性化補助金というのがありますが、こちらも2
件申請があって採択しているところございま
す。地元の条件とか、融資、技術とか将来性
を見込んだ審査をしているところございま
す。以上でございます。

○横田委員 わかりました。当然、資金的に
脆弱な中小企業がそういう申請をされると思
いますので、公平な審査をお願いしたいと思
います。

○矢野地域産業振興課長 先ほどの濱砂委員
のイオンが市街化調整区域で今度の法改正の

で立地できるのかというお問い合わせ、ちょ
っと私、舌足らずでございましたので補足説
明をさせていただきますが、基本的に今の法
律の中でイオンについては市街化調整区域
の中の開発行為の中で対応されましたが、
そういう対応はもうできないと。ただ、先
ほど長友委員に御説明いたしましたように、
地区計画、そういったものを定めて市街化
調整区域の中で一定のまちづくりをしま
すよというような形の計画ができれば、そ
の中での立地は可能ということでございま
す。

○濱砂委員 ここに書いてあるように、大
規模開発を含め原則的にはバツだと、地
区計画を定めた場合に適合するものは丸
ということを表示してあるものですから、
今つくろうとすればできるのかというこ
とを聞いたかったんです。改正後に指定
をすればできるのかということなんです。

○矢野地域産業振興課長 地区計画をつ
くったその中で位置づければ可能とい
うことでございます。

○濱砂委員 了解です。

○徳重委員 企業誘致対策監の方にちょ
っとお尋ねしますが、今回、3社、誘致
企業として出てきておりますが、地元採
用はどれぐらいの人員になっていま
すか。

○吉田企業立地対策監 それぞれの概
要に書いてありますように、雇用予定
というところがあると思いますが、こ
こにあるものが地元の新規採用とい
うことでございます。

○徳重委員 それぞれ事業拡大とい
うんですか、一応、新規で入ってこ
られるわけですが、何年後にはこれ
ぐらいに事業を拡大していきたい
というような計画はそれぞれある
ものですか。

○吉田企業立地対策監 それぞれ持
っております

す。7ページの資料に、18年度の誘致企業一覧の1番の株式会社ミヤザキのところを見てみますと、雇用予定が13ということで、今すぐは13名なんだけれども、括弧書きで35と書いてあるのは、最終的に35名にしたいということで考えておりますので、こういう数字が出てきているということでございますが、シーイーシーだけにつきましては、新しい事業をやるということで、人は集まりぐあいを見てということは考えているようでございます。

○徳重委員 今、コールセンターがいろいろあちこちに出店というんですか、できつつあると思います。県内に今、コールセンターなるもの、福祉サービスに類似するものは何社立地しているんですかね。

○吉田企業立地対策監 ただいま10社あるというふうに考えております。

○徳重委員 これもまだまだふえる可能性があると見ていいんですかね。

○吉田企業立地対策監 コールセンターというのは、基本的にいえば、ある会社がありまして、それが何か物をつくっているということになりますと、その物についての苦情とか問い合わせとか、そういうものが最近は多いですね。そうすると1企業には必ずコールセンターが要るというような状況になりつつありますし、コールセンターが宮崎県に来る一つの大きな要因は、都会部でコールセンターをつくっていてもこちらの方でつくっていてもやることは同じだと、そうすると貸しビル代とか人件費とかが地方の方が安くつくという感じがありますので、そういうことで今後もいろんな企業から我々の方に問い合わせが来るだろうと今のところ考えておるところでございます。それで宮崎市、都城市、延岡市、この3つは10万以上の都市でございま

すので、ある程度の規模の方でも用意ができるということで、この3つにつきましては、重点的に誘致していきたいなど今考えているところでございます。

○徳重委員 最後にちょっとお聞きしたいんですが、採用予定が35、45、13というようなことですが、製造業になりますとかなりの雇用が見込まれると思うんですね。誘致の対象も、来てくれることはどういう小さい企業でも結構なんですけど、できたら製造業の誘致を積極的にやっていただけないものかなと。企業団地もたくさんあるわけですから、その努力もしていただきたいと思いますが、そういう動きについてはいかがでしょうか。

○吉田企業立地対策監 企業の希望はいろいろありますので、我々としては、県内を5つに分けて、企業立地促進協議会というものを市町村なり地域の企業なんかも入れて5つの地域でつくろうと今、考えております。それぞれの特色に合ったところ、県北なら県北で工業都市ですので、ある程度は工業、製造業に特化していくとか、宮崎周辺でしたら先ほど言いましたように、コールセンターが結構合うという感じで、いろいろその特色ををにらみながら、どういう企業に来ていただきたいということを戦略的に考えながら、もちろん製造業は非常に必要なものですので、製造業に対しても力を入れて誘致していきたいと思っております。

○権藤委員 支援財団の抜粋のやつの93ページの中小企業支援ファンド、これは金額が40億ということで非常に大きいわけですが、6件というのをもう一度教えていただきたいと思います。

○中武経営金融課長 6社ほど投資いたしております、青島リゾート株式会社、多田産業、日米商会、SNA、イチマル産業、宮崎交通の

6社でございます。

○**榑藤委員** これはもちろん運営主体は弁護士さんとか銀行さんとか、そういう方々だと思いますが、県の審議という言葉なのかどうかわかりませんが、運営主体の中への発言の代表者、これはどういう方がいるんですか。

○**中武経営金融課長** この投資につきましては、ベンチャーが無限責任ということでやっておりますので、県がそれに対して直接意見を出すということはできない仕組みになっております。

○**榑藤委員** 一昨年だったと思うんですが、2社に対して20億の枠の増加ということがこの委員会であったと思うんですが、そのときには、直接関与ができなくてもお金は一般会計から繰り入れるということで考えれば、影響という意味では大変なことなんだと。つぶさに状況がわかる形でチェックをし、また報告もしてほしいというふうに私は述べたつもりなんです、そういう意味では、冒頭に言ったこの報告書そのものが十分でないという指摘をしたんですが、それで、もう一つ、結論的には、利益を出して償還するというルールだと思うんですが、この6つの事業について、何年ぐらいたったってまだ来ませんよということだろうと思うんですが、それは最初の投資決定時期との関係はどんなふうになっていますかね。

○**中武経営金融課長** このファンドのやり方が、投資しまして10年間で回収するということがございまして、最初に投資したのが平成15年12月、青島リゾートです。それから最後に投資しましたのが宮崎交通の平成17年でございますけれども、平成15年につくっておりますので、平成25年度までにはすべて回収するという形になっております。

○**榑藤委員** ぽっとその25年度が来るわけでは

ありませんが、しかし、事の推移を見て、今度は逆に一たん投資した以上は、結果いかんによっては回収がどうなのかという疑問も大いにあるわけですね。そこらあたりについては、お金を出して後お任せしますということでいいのかなという気がしているんで、6つの投資先についての経営改善なりの推移というのをもう少し、県は出しているわけですから報告してほしいと。一生懸命やっているのにつつくとか、そういう意味じゃなくて、決算期とか、そういうものに講評を加える形で県民に報告をする、そういう義務はあるんじゃないかというふうに思うんですよ。それで冒頭の発言にもなったわけですが、そういうことで報告書と報告時期・内容等について一層研究をしていただきたいというふうに思っております。以上です。

○**黒木覚市委員長** ほかにございませんか。

それでは、請願に移ります。請願第25号について、執行部から説明はありますでしょうか。

○**中武経営金融課長** 出資法及び貸金業規制法の改正に向けた最近の状況でございます。

国は、この出資法と貸金業法の検討をするために、昨年、「貸金業制度等に関する懇談会」を設置いたしております。その中でことしの4月に中間報告を出してございまして、その中間報告の内容といたしますのが、「出資法の上限金利を利息制限法の上限金利水準に向け引き下げる方向で検討することが望ましい」という意見が多数であったということが出ております。私どもといたしましても、この中間報告等を受けまして、国などが今、検討いたしておるんですけれども、私どもはこれの動向を注視してまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○**黒木覚市委員長** 執行部の説明がございましたが、何か質疑はございますか。

○**榎藤委員** 利息制限法、一般の市中金利等は0.何%という、貸す方は別にして、これは現実に最低は、法律と関係してなくて聞くと失礼なんです、今、何%ぐらいなんです。

○**中武経営金融課長** 利息制限法は、金額によりまして決めておりまして、15%から20%の間で決めております。

○**榎藤委員** 金額でね、私が心配するのは少ない金額を借りる人が高い利息を払うというようなことになっていけば、相当に下げてもまだきついということじゃないかと思うものですから、数字の枠とかがあればまた後で教えてください。

○**黒木覚市委員長** ほかにございませんか。

そのほか、何かございませんか。

なければ、以上をもって商工観光労働部を終了いたします。執行部の皆さん、御苦労さまでした。

暫時休憩をいたします。

午前11時58分休憩

午後1時4分再開

○**黒木覚市委員長** 委員会を再開いたします。

本委員会に付託されました議案、報告事項等の説明を求めます。

なお、委員の質疑は執行部の説明がすべて終了した後にお願いいたします。

○**藤本土木部長** 説明の前にお礼と御報告を申し上げます。

委員の皆様には、常任委員会の県内調査におきまして、河川激特の災害復旧現場や日向地区連続立体交差事業などを調査いただき、まことにありがとうございました。また、先月29日の平成18年度宮崎県水防協議会におきましては、黒木委員長に協議会の委員として御出席を賜り、本年度の県水防計画などにつきまして、御審議

をいただきました。改めてお礼を申し上げます。

さて、本年も大雨や台風などの出水期を迎えておりますが、先月24日には、社団法人宮崎県建設業協会と「大規模災害時における応急対策業務等に関する基本協定」を締結いたしました。これは、地震や台風などによる大規模災害が発生した際の道路や河川などの応急復旧作業や被害情報の収集などに関しまして協定を締結したものであります。県内の建設業関係者には、これまでも緊急パトロールや災害の応急対策につきまして協力をいただいているところでありますが、今回の協定締結を機に、さらに連携を図ってまいりたいと考えております。

それでは、今回の委員会で御審議いただきます土木部所管の議案等について、概要を御説明申し上げます。お手元に1枚紙で概要説明の要旨をお配りいたしております。これをごらんいただきたいと思っております。

議案につきましては、議案第12号「損害賠償額の決定について」であります。

これは、平成17年10月16日、宮崎港マリーナ施設の航路入り口付近におきまして発生したヨットの乗り上げ事故により、船体に損傷を受けた所有者に対する損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第96条第1項第13号の規定により議決を求めるものであります。

次に、議案以外の報告事項の1点目でございますが、報告事項「損害賠償額を定めたことについて」であります。これは、県有車両による交通事故及び道路の管理瑕疵に係る損害賠償額の決定を専決処分で行ったことについて、地方自治法第180条第2項の規定により報告するものであります。

この報告事項以外で「県が出資している法人の経営状況について」であります。これは、県

が出資する宮崎県住宅供給公社などの法人について、地方自治法第243条の3第2項の規定により報告するものであります。

次の報告事項といたしまして、「平成17年度宮崎県繰越明許費繰越計算書」であります。これは、平成17年度に議会において御承認いただきました繰越事業について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により明許繰越の報告を行うものであります。

もう一点の報告事項「平成17年度宮崎県事故繰越し繰越計算書」であります。これは、地方自治法施行令第150条第3項の規定において準用します同令第146条第2項の規定により事故繰越しの報告を行うものであります。

それから、その他の報告事項といたしまして、宮崎県土地開発公社の改革、さらには「一ツ葉有料道路北線値下げ実験」の結果など5件がございます。

以上が当委員会で御審議いただきます議案等でございますが、詳細につきましては、それぞれ担当課長から説明させますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。以上でございます。

○後藤管理課長 管理課でございます。

まず、議会提出資料について御説明いたします。各課が本日の委員会で説明に使用します議会提出資料は、1つ目が「平成18年6月定例県議会提出議案」、2つ目が「平成18年6月定例県議会提出報告書」の2つでございますが、土木部関係分だけを抜粋いたしまして、お手元の「商工建設常任委員会資料」にまとめておりますので、各課はこの常任委員会資料で説明させていただきます。なお、常任委員会資料は、目次に各課の説明項目と、その下に議案と報告書の該当ページを記載しております。

それでは、1ページをお開きください。「平成17年度繰越明許費（確定額）状況調」についてであります。繰越明許費の繰越額が確定しましたので、御報告いたします。1ページから5ページにおきまして、繰越額を会計ごと、各課ごと、事業ごとに記載しております。

4ページをお開きください。一般会計の繰越明許費の確定額は、一番下の土木部合計欄に記載しておりますように、449億4,642万4,000円であります。繰越しの主な理由といたしましては、用地交渉等に日時を要したことや、災害復旧事業につきましては、国の交付決定時期の関係より工期が確保できなかったことによるものであります。

次に、5ページをごらんください。公共用地取得事業特別会計の繰越明許費であります。繰越確定額が4億9,655万9,503円であります。繰越しの主な理由は、移転先の選定等に日時を要したことによるものであります。

次に、7ページをお開きください。平成17年度事故繰越しについてであります。一般会計で公共土木災害復旧事業が5億2,000万円となっております。繰越しの主な理由は、宮崎海岸の赤江地区等における工事において、高波浪により仮締切矢板が数回にわたり被災し、その調達に日時を要したことなどにより工期が不足したことによるものであります。

次に、9ページをお開きください。「損害賠償額を定めたことについて」御説明いたします。県有車両による交通事故の損害賠償であります。この件につきましては、土木事務所職員の運転する県有車両が相手方の自転車と庁舎出入り口で接触したものであります。この損害賠償額は、人身及び物件損害料であり、表記記載の金額で和解契約を締結いたしております。交通事故防

止につきましては、日ごろから注意を喚起しているところではありますが、今後とも、十分指導してまいりたいと考えております。

管理課は以上でございます。

○小野用地対策課長 用地対策課でございます。

「宮崎県土地開発公社」の状況につきまして御報告をいたします。

委員会資料の11ページをお開きください。まず、「平成17年度事業報告書」であります。1の事業の概要及び2の事業実績であります。平成17年度につきましては、国等からの委託による公有地の先行取得を6件、あっせん事業等を16件受託しております。また、附帯等事業といたしまして、宮崎フリーウェイ工業団地の維持管理を行っております。

次に、12ページをお開きください。3の財産目録でございます。左側の資産の部をごらんください。預金、保有地、有価証券などの資産で58億5,485万5,039円となっております。右側の負債及び資本の部をごらんください。未払金と長期借入金等を合わせました負債の合計は38億6,865万7,988円でありまして、正味財産は19億8,619万7,051円となっております。なお、この財産目録の詳細につきましては、4の貸借対照表のとおりであります。詳細な説明は省略いたしますが、この中で右側の負債及び資本の部の欄の下から3番目の準備金であります。当期、4,752万7,187円の純損失が生じたため、前期繰越準備金20億372万4,238円から減額して整理したところであります。

次に、13ページをごらんください。5の損益計算書であります。右側の収益の部をごらんください。事業による収益が1億2,524万110円、有価証券等の利息や宮崎県建設技術推進機構に派遣しております職員15名の退職給与引当金の

受入額等の雑収益から成ります事業外収益が2,456万5,997円でありまして、収益合計は1億4,980万6,107円となっております。左側の費用の部をごらんください。用地を取得・造成するための費用及び用地取得事務に伴う職員の人件費等から成ります事業原価が1億290万3,743円、事業原価に費用配分できない役員及び一般職員の人件費と物件費から成ります販売費及び一般管理費が7,340万747円、退職給与引当金繰入額であります雑損失等から成ります事業外費用が2,057万9,126円、固定資産の除却損等から成ります特別損失が44万9,678円、合わせまして1億9,733万3,294円となっております。この結果、先ほど申し上げましたとおり、平成17年度は4,752万7,187円の純損失を計上したものであります。これは、公共事業の減少によりましてあっせん等事業収益が減少したことによるものと考えております。

次に、14ページをお開きください。「平成18年度事業計画書」であります。1の基本方針につきましては、記載のとおり、公拡法に基づきまして、公有地の取得事業等を実施することとしております。

2の事業計画につきましては、(1)の公有地取得事業としまして2億2,953万3,000円、(2)(3)の受託事業としまして9,227万9,000円を計画しております。

次に、15ページをごらんください。3の収支計画であります。左側の収入の欄をごらんください。収入としましては、各種の事業によりまして10億2,640万6,000円を予定しております。右側の支出の欄をごらんください。支出といたしましては、各事業の実施に伴う事業原価は販売費及び一般管理費等を計上しておりまして、科目の欄の一番下にありますが、当期純利益と

いたしまして336万1,000円を見込んでおります。これは、人員減や再任用に伴う人件費等の大幅な削減によりまして、事業原価や一般管理費の圧縮が図られることによるものと考えております。

次に、4の資金計画であります。受入資金としましては、48億2,280万6,000円を予定しております。支払資金としましては、各事業の実施に伴う事業費等を計上しております。

土地開発公社の状況につきましては、以上であります。

続きまして、委員会資料の17ページをお開きください。「宮崎県土地開発公社の改革について」であります。

まず、1の公社改革の背景についてであります。平成16年3月の県議会広域行政特別委員会報告におきまして、「その存在意義は薄れていると考えられるので、同公社を廃止すべき」という提言をいただいております。また、同じく平成16年3月に示されました宮崎県公社等改革指針におきましても、「公社の今後のあり方について、廃止を含めた総合的な検討を行う必要がある」という改革の方向が示されております。

これらを踏まえまして、総合的に検討しました結果が2の公社の今後のあり方についてであります。公共事業の減少や地価の下落等によりまして、公有地の先行取得や県の用地取得事業を補完するという役割は低下している状況にあります。しかしながら、公有地の先行取得及びあっせん事業等事業につきましては、今後5年間は一定の事業が見込めるものと考えております。このようなことから、宮崎県土地開発公社につきましては、5年後の平成22年度末をめどに廃止することとしたものであります。

用地対策課は以上であります。よろしくお願

いします。

○郷田技術検査課長 技術検査課でございます。

「財団法人宮崎県建設技術推進機構」の経営状況について御報告を申し上げます。

委員会資料の19ページをお開きください。まず、「平成17年度事業報告書」についてであります。当推進機構は、平成12年4月1日に設立されておまして、1の事業概要に記載のとおり、県及び市町村の業務の補完・支援を行うとともに、県内建設関係業者の技術力の向上と健全な育成を図るための事業を実施したところであります。

2の事業実績としましては、(1)の積算検収事業ほか、以下に記載の事業を実施しております。特に、台風14号等の大規模な災害に伴いまして、技術職員の不足する町村から職員の支援要請があり、椎葉村ほか5町村に職員を派遣し、災害の早期復旧に努めたところでございます。

次に、20ページをお開きください。3の収支計算書についてであります。まず、左の欄の収入についてであります。主なものとしましては、事業収入が合計で5億611万円余となっております。収入合計は次の21ページの合計の欄でございますが、5億9,397万円余となっております。次に、支出の主なものについて御説明いたします。前に返って20ページでございますが、まず事業費であります。全体で4億560万円余となっております。次に、中ほどから少し下の管理費であります。全体で8,600万円余となっております。この結果、次のページの支出の欄、下から2行目でございますが、次期繰越収支差額として9,903万円余を計上いたしております。

次に、22ページをお開きください。4の財産目録についてであります。まず、左の欄の資産の部でございますが、流動資産が1億6,890万円余、

固定資産が3億1,530万円余、合計で4億8,421万円余であります。次に、右側の欄の負債及び正味財産の部でございますが、流動負債が6,986万円余でございますので、正味財産は4億1,434万円余となります。

次に、5の貸借対照表でございますが、ただいま御説明いたしました財産目録と内容が重複いたしますので、説明は省略させていただきます。

次に、23ページをごらんください。「平成18年度事業計画書」についてであります。

まず、1の基本方針であります。ここに記載のとおり、民間企業の活用が図れない分野について、県及び市町村の業務の補完・支援を行うほか、特に市町村に対する支援業務の強化を図るとともに、県内建設関係業者の技術力の向上と健全な育成を図るための事業もあわせて実施することとしております。

次に、2の事業計画についてであります。(1)の積算検収事業ほか、以下に記載の事業を実施することとしております。

24ページをお開きください。3の収支計画についてであります。まず、左側の欄の収入であります。事業収入としまして3億5,200万円余を見込んでおります。これに前年度からの繰越収支差額9,900万円余を加えまして、次のページの合計の欄になりますが、収入の合計は4億5,100万円余を見込んでおります。次に、支出についてであります。24ページですが、まず、事業費としまして2億7,700万円余、中ほどから少し下になりますが、管理費としまして7,500万円余を見込んでおります。次に、25ページの下から2行目ですが、平成19年度への次期繰越収支差額として9,800万円余を計上いたしております。以上でございます。

○荒川道路建設課長 道路建設課でございます。

報告事項は3点ございます。1点目が「宮崎県道路公社の経営状況」、2点目が「『一ツ葉有料道路北線の値下げ実験』の結果」、3点目が「『国道269号の天満バイパス』の整備効果」でございます。

それでは、「宮崎県道路公社の経営状況」について御報告申し上げます。

委員会資料の27ページをお開きください。「平成17年度事業報告書」ですが、右側の事業実績の欄をごらんいただきたいと存じます。料金収入は一ツ葉有料道路の北線が5億1,300万円余、南線が9億1,300万円余、小倉ヶ浜が5,100万円余、合計14億7,700万円余となっており、昨年度に比べ6.6%の増となっております。

次に、28ページ及び29ページをごらんください。財産目録及び貸借対照表であります。いずれも、左側の資産の部並びに右側の負債及び資本の部の合計は、191億6,200万円余となっております。

次に、30ページをお開きください。損益計算書であります。左側の費用の部並びに右側の収益の部の合計は15億900万円余であります。なお、左側の下から5段目の償還準備金繰入額8億4,900万円余が当期の利益であります。

次に、31ページをごらんください。「平成18年度事業計画書」であります。まず、1の事業の概要についてでございますが、有料道路の料金徴収や維持管理業務を行うこととしております。また、一ツ葉有料道路北線については、利用者拡大に向けた利用動向調査や料金値下げと料金徴収期間延長への取り組みを進めることとしております。その一環としまして、5月15日から6月14日にかけて「料金値下げ実験」を行ったところでございます。実験結果の概要につき

ましては、後ほど御説明いたします。

次に、32ページをお開きください。3の収支計画と4の資金計画であります。いずれも、収入、支出ともに合計36億3,700万円余となっております。

33ページをごらんください。有料道路の交通量の推移について御説明いたします。グラフは有料道路の供用開始から年度ごとの日平均の通行台数の推移を記載しております。一番上の合計を見ていただきますと、平成8年度までは増加傾向で推移してまいりましたが、平成9年度から国道10号北バイパスの供用や東九州自動車道清武一西都間の供用など、周辺道路の整備や景気の低迷により減少してまいりましたが、イオンショッピングセンターの開業に伴いまして、平成17年度は増加に転じまして、対前年度比6.2%の増加となっております。有料道路ごとでは、1つ下の黒丸で表示しております一ツ葉有料道路南線は8.2%の増加、その下の三角で表示しております一ツ葉有料道路北線は5.8%の増加、一番下の四角で表示しておりますが、小倉ヶ浜有料道路は6.4%の減少となっております。ごらんのよう、平成17年度の通行料は増加に転じましたが、道路公社の平成17年度末現在の未償還額は73億円余でございます。経営環境は厳しいものがありますので、引き続き増収対策や経費の削減に努めますとともに、今後、公社等改革指針を踏まえ、経営改善に取り組んでまいりたいと存じます。

次に、34ページをお開きください。『一ツ葉有料道路北線値下げ実験』の結果の概要につきまして御報告いたします。

この実験は、1の実施期間にありますように、5月15日の月曜日から6月14日の水曜日までの31日間にかけて実施いたしました。

2の実験結果の概要の①の利用状況等の表であります。実験期間の状況を平成18年度の欄に、また、前年の平成17年度の同じ月の同じ曜日の状況を平成17年度の欄に記載し比較しております。実験期間中の通行台数は17万5,033台で、1日平均では5,646台、前年比では136.4%と増加しております。料金収入については、3,146万8,000円で、前年比で77.4%となっております。2の日平均交通量の状況でございますが、平日の交通量は5,429台で、前年比136.2%の増加となっており、土・日では6,272台、136.9%の増加となっております。3の時間帯別利用状況ですが、朝夕の通勤時間帯を初め昼間帯での利用がふえております。④の車種別利用状況であります。実験期間中も平成17年度も普通車の利用が全体の約7割と最も多い割合を示しております。また、前年と比較しますと軽自動車等の利用が大きく伸びております。

この実験結果を見ますと、一ツ葉有料道路北線の利用者が36.4%増加しており、このことは、料金値下げにより有料道路の利便性が向上しまして、利用促進につながった結果と考えております。今後、実験後の交通量の調査や利用者等へのアンケート調査などを行ってまいりますが、そうした調査を含めまして、今後、将来交通量の推計や道路公社の経営への影響等に関しまして詳細な分析を行い、一ツ葉有料道路の料金見直し等の検討を行ってまいりたいと考えております。

次に、35ページをごらんください。『国道269号天満バイパス』の整備効果についてでございます。

国道269号天満バイパスがことしの3月27日に開通いたしました。当バイパスは、宮崎市中心市街地の交通渋滞の緩和等を目的としており、

開通前と開通後における主要交差点や走行ルートでの交通実態調査を実施した結果、既設の橋梁付近の交差点における渋滞緩和が図られました。

2の整備の効果であります。まず、①の橋橋等の交通量減少であります。新たに天満橋が開通しましたことで、大淀川を渡ります既存の大淀大橋や橋橋、高松橋、宮崎大橋の朝7時から夕方7時までの交通量が減少しております。具体的なデータを表で示しておりますが、特に、天満橋の直近上下流に位置します橋橋と高松橋におきましては、開通前交通量に対し、開通後の交通量はマイナス5,900台、マイナス3,600台と大きく減少しております。各橋の交通量につきましては、次の36ページに開通前後の比較を示しております図面とかグラフの資料をつけておりますので、参考に御参照いただきたいと思います。次に、②の時間短縮であります。朝のピーク時の8時台の宮崎市周辺部（南西部）から大淀川を渡り宮崎市中心市街地に至るルートの所要時間が短縮されております。例えば、清武町中心部から橋橋を経由しデパート前までは、開通前は43分であったところが、開通後は半分以下の20分となりまして、23分の時間短縮となっております。また、大塚台から高松橋経由でデパート前までは、開通前は33分であったものが14分となり、19分の時間短縮となっております。

現在、天満バイパスに続き、国道269号加納バイパスの平成19年度の完成供用を目標に整備を進めておりまして、さらに渋滞緩和が図られるものと考えております。以上でございます。

○黒木道路保全課長 道路保全課でございます。

「損害賠償額を定めたこと」につきまして、地方自治法第180条第2項の規定に基づき御報告いたします。

お手元の委員会資料の37ページをお開きください。道路保全課の報告分は3件でございますが、発生日及び発生場所につきましては、左の欄に記載のとおりであります。

事故の内容につきまして御説明いたします。まず、一番上の安全施設不全事故でございますが、これは、張り出し歩道の鋼板を支える鉄骨が劣化していたため、歩道の鋼板が外れて歩行中の被害者が落ち、肩及び腰を打撲し、持っていた携帯無線機が故障したものであります。2番目の側溝ふた不全事故でございますが、これは、小型トラックで走行中、道路を横断する側溝のグレーチングふたをはね上げ、車両の下部を損傷したものであります。3番目の看板衝突事故でございますが、これは、自動車で行中、県の設置した立て看板が強風にあおられて飛び、車両の前の部分に当たり、バンパー等を損傷したものであります。

これらの事故に関し調査しました結果、県に道路管理瑕疵があると判断し、それぞれの右の欄に記載しております金額で和解契約を締結したものでございます。損害賠償の総額は35万5,061円でありまして、すべて道路賠償責任保険の契約を結んでおります保険会社から支払われます。

事故の説明は以上であります。道路の安全性を確保することは道路管理上最も重要なことですので、日ごろより、計画的な道路パトロールに努め、道路の安全確保に万全を期してまいりたいと存じます。

道路保全課からは以上です。

○河野港湾課長 港湾課でございます。

港湾課からは議案1件、報告事項1件でございます。

お手元の委員会資料の39ページをお開きくだ

さい。まず、議案第12号「損害賠償の額の決定について」であります。議案書では29ページに掲載されておりますが、委員会資料で説明させていただきます。

1の損害賠償の概要についてであります。宮崎港マリーナ施設航路入り口付近において発生したヨット乗り上げ事故について、船体に損傷を受けた所有者との間で損害賠償に関する和解が調ったものであります。

2の事故の概要についてであります。平成17年10月16日、下から3行目になりますけど、5の損害賠償の相手方に記載しております兵庫県在住の小中守さんが、ヨットで油津港を早朝出航し細島港へ向けて航行中、風が強くなってきたので、宮崎港マリーナ施設に入港しようとしたところ、航路入り口付近が浅くなっていたため乗り上げたものです。この事故によりヨットのラダー（かじ）の破損、エンジンに砂が入り込むなどの損害が発生したところです。なお、相手方にけが等はありませんでした。

3の損害賠償の理由についてであります。水深3メートルと設定しました宮崎港マリーナ施設の航路の入り口付近が、台風20号のうねり等の影響により砂が堆積し、1メートル前後と浅くなっておりましたが、航行を規制しておりませんでした。このように航路としての水深が確保されておらず、航行の規制を行うなどの適切な対策を講じていなかったことが事故の原因であり、港湾管理者である県に責任があると判断したものであります。なお、海上保安部が事故調査を行っておりますが、船主の操船ミス等の過失は認められておりません。

4の損害賠償額についてであります。損害賠償額は船体の修理費等として370万3,840円であります。なお、相手方とは損害賠償について5

月11日に和解仮契約書を締結しているところであります。

6の予算措置についてであります。損害賠償金については、予備費から充当する予定としております。

最後に、今回の事故では被害者の方に大変御迷惑をかけたところであります。この事故を教訓としまして、港湾の安全管理の徹底になお一層努めていきたいと考えております。

次に、報告事項であります。委員会資料の41ページをお開きください。「みやざき臨海公園『サンビーチーツ葉北ビーチ』のオープンについて」であります。

1の概要であります。宮崎港のみやざき臨海公園は、マリーナや多目的広場を有する「サンマリーナ宮崎」と、海水浴やマリンスポーツ等が楽しめる「サンビーチーツ葉」で構成される海洋性レクリエーションの拠点となる施設であり、県民の憩いの場、活動の場、観光スポットとして広く利用されることを目的に整備を進めてまいりました。今回、マリンスポーツ等の場であります「サンビーチーツ葉北ビーチ」が来月完成いたしますことから、北ビーチにおきまして、オープニングイベントを開催し、当公園の一層のPRを行い、利用促進を図ることいたしました。なお、北ビーチが完成することによりまして、みやざき臨海公園のすべての施設が完成いたします。北ビーチの施設であります。バーベキュー広場やスポーツコート、管理棟、駐車場等を整備しております。なお、バーベキュー広場の利用につきましては、事前に予約をいただくことにしております。次の43ページをごらんください。図面の左側にバーベキュー広場、管理棟など、施設の位置を示しております。

前の41ページにお戻りください。2の北ビーチオープニングイベントについてであります。7月23日（日曜日）に北ビーチにおきまして、約200名の方に参加していただき、イベントを開催いたします。（3）内容についてであります。記念式典を開催した後、オープニングイベントを行います。具体的には、水域部分におきまして、県のセーリング連盟やカヌー協会等の御協力により、ヨットのデモンストレーションやカヌーの体験講座を実施いたします。また、陸域部分におきましては、バスケット協会等の御協力により、デモンストレーションを行うほか、地元の小学生を招待し、砂浜でのドッジボールを楽しんでもらいたいと考えております。イベント終了後は参加者全員でビーチの清掃を行うこととしております。

このイベントを皮切りに、みやざき臨海公園がこれまで以上に県民に親しまれる施設になりますよう、今後とも、PRや利用促進に取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

○藤村都市計画課長 都市計画課でございます。

報告事項、「『まちづくり三法』の改正について」であります。

委員会資料の45ページをお開きください。資料の1の法改正の趣旨と2の対象法律につきましては、午前中に商工観光労働部より説明があったかと思っておりますので、省略させていただきます。

それでは、3の都市計画法関連の主な改正内容につきまして、御説明いたします。

まず、（1）の大規模集客施設に係る立地規制についてであります。「まちづくり三法」改正の背景となりました都市機能に対する影響が大きいと考えられる1万平方メートルを超える大規模集客施設の立地について、これまで認めてい

た6用途地域から、商業地域、近隣商業地域及び準工業地域の3用途地域に限定するものであります。また、同じ趣旨から、非線引き都市計画区域や準都市計画区域の用途の指定のない区域におきましても、同様に立地できないこととされたところであります。資料の右側のページに改正前と改正後における大規模集客施設に関する規制内容を図と表であらわしております。

表題の下に米印で書いておりますが、大規模集客施設とは、1万平方メートルを超える店舗や飲食店、映画館等の施設となっております。上の図であります。左側に改正前の状況を、右側に改正後の状況を示してございまして、ここでは線引き都市計画区域を想定して作成しております。なお、その中で、緑色や青色等で着色された部分は大規模集客施設が立地できることを示しており、白い部分は立地できないことを示しております。また、図の中の色分けは、下の表の地域ごとの色分けと同じものとなっております。改正前と改正後と比較すると、大規模集客施設が立地できない白い部分が拡大していることがおわかりいただけると思います。

下の表をごらんいただきますと、左側の改正前は青で着色している第二種住居地域以下、準工業地域までの6用途地域と緑色の用途の指定のない区域以下に丸印をつけておりますが、大規模集客施設が立地可能であることをあらわしております。一方、右側の改正後は、丸印または三角印がついている近隣商業地域、商業地域、準工業地域と、都市計画区域及び準都市計画区域外の地域でのみ立地が可能となります。なお、一番下に記述しておりますが、準工業地域につきましては、中心市街地活性化法の関係で立地規制が厳しく取り扱われることもございまして、三角印としております。

次に、左側のページに戻りますが、(2)の用途を緩和する地区計画制度の創設についてであります。この制度は、大規模集客施設の立地が規制された地域において立地を可能とする緩和制度であります。右側下の改正後の表を見ていただきますと、立地の規制がされた3用途地域及び用途の指定のない区域等でバツ印の後ろにただし書きとして「地区計画で可能」と書いておりますのは、市町村が定める用途を緩和する地区計画制度を適用すれば大規模集客施設の立地が可能になるという意味であります。

次に、(3)の準都市計画区域制度の拡充についてであります。準都市計画区域といえますのは、これまで都市計画区域の外において、インターチェンジ周辺などで開発が予想され、規制をする必要がある区域を限定して市町村が定めることができるとされていたところであります。今回、この準都市計画区域の指定について、市町村をまたぐような広範囲に指定することができるとともに、その指定を県が行うこととされたものであります。右の図で御説明いたしますと、赤色の2点鎖線で囲った区域が準都市計画区域をあらわしておりますが、改正前は限られた区域にのみ指定できましたが、改正後は都市計画区域の外側を広く取り囲む形で指定することが可能となります。なお、準都市計画区域を指定することで大規模集客施設の立地が規制されることとなります。

続いて、(4)の開発許可制度の見直しについてであります。開発許可制度の見直しにつきましては大きく2点ありまして、1つは、これまでは開発許可の手続が不要とされておりました特別養護老人ホームなどの社会福祉施設や病院などの医療施設、そのほか学校等の公共公益施設が開発許可の対象とされたものであります。

もう一点は、市街化調整区域において、これまで20ヘクタール以上、本県の条例では5ヘクタール以上でございますが、計画的な大規模開発については認められておりましたが、改正法ではこの制度が廃止されたものであります。右のページの下の方の市街化調整区域の欄、水色の部分でございますが、改正前はただし書きとして「計画的な大規模開発の場合は可能」と書いてあります。これが改正後はなくなるわけであります。ただし、改正後におきましても、市町村の地区計画制度を活用すれば開発を行うことが可能となります。

続いて、(5)の都市計画提案制度の拡充についてであります。これは、今まで都市計画の案を提案することができる者として、地権者またはNPO等の法人のみとしていたものを、民間の事業者等も提案ができることとした改正であります。

最後に、4の施行時期についてであります。施行の時期については、こちらに書いておりますように、法律の公布後3カ月から1年6カ月以内に施行されることとなっており、具体的にはことし8月末ごろから来年11月末ごろまでに施行されると思われまます。

以上で「まちづくり三法」の改正についての説明を終わらせていただきます。

○江川建築住宅課長 建築住宅課でございます。

「宮崎県住宅供給公社」の経営状況について御報告いたします。

委員会資料の46ページをお開きください。まず、「平成17年度事業報告書」についてであります。

1の事業概要であります。宮崎市にございます県立看護大学と一体的に開発を行いましたキャンパスタウンまなび野及び倉岡ニュータウン

ンにおきまして、一般分譲住宅や宅地を分譲するとともに、賃貸住宅の管理業務等を行ったところでもあります。

2の事業概要につきましては、中ほどの表でありますが、①分譲事業、②賃貸管理事業、③その他の事業のそれぞれが事業実績欄に記載のとおりでございます。

次に、47ページをお願いいたします。3の財産目録であります。左側の資産の部と右側の負債及び資本の部のそれぞれの合計が、一番下でございますが、96億7,820万円余となっております。

次に、右の48ページの4の貸借対照表でございますが、内容につきましては、財産目録と同じでありますので、説明は省略させていただきます。

次に、49ページをお開きください。5の損益計算書であります。平成17年度に行いました分譲事業、賃貸管理事業、その他の事業を合わせた事業利益は、一番下でございますが、2,323万円余の黒字となっております。次に、50ページをごらんください。先ほどの事業利益に事業以外の経常的及び臨時的な損益を加味しますと、一番下の欄でございますが、当期利益は6億8,211万円余の黒字となっております。

次に、51ページをお願いいたします。「平成18年度事業計画書」であります。まず、1の事業概要であります。昨年と同様、キャンパスタウンまなび野と倉岡ニュータウンにおきまして、住宅の分譲と宅地造成を行うとともに、管理住宅の管理業務等をあわせて行う予定であります。

2の事業計画につきましては、表に記載のとおり、分譲事業、賃貸管理事業、その他の事業を予定しております。内容につきましては、表右側の欄に記載しているとおりでございます。

次に、52ページをごらんください。平成18年度の収支計画及び資金計画であります。1の収支計画につきましては、表の一番下でございますが、当期利益を7億1,851万円余と見込んでおります。2の資金計画につきましては、収入及び支出がそれぞれ41億6,230万円余となっております。以上であります。

○黒木覚市委員長 執行部の説明が終わりましたが、暫時休憩いたします。

午後1時55分休憩

午後2時1分再開

○黒木覚市委員長 委員会を再開いたします。

それでは、議案関係、報告事項も含めて質疑はございませんか。

○中野廣明副委員長 まちづくり三法の資料、(5)都市計画提案制度の拡充、これをもうちょっと詳しく説明してもらえんですか。

○藤村都市計画課長 都市計画につきまして、これまで、そこに書いてございますように、土地所有者でありますとかNPO法人等につきましては、都市計画の案を提案できることになっておりました。例えば、ここにこういう都市計画決定したらどうかとか、そういう提案をすることができるようになっておりましたが、その提案できる者の中に民間事業者等が追加されたということでございます。

○中野廣明副委員長 何か今までそういうので採択された事例があるんですか、宮崎なんかで。

○藤村都市計画課長 具体的に提案されたというのは特にはないかと思いますが。

○中野廣明副委員長 もう一つ、今の資料の(2)地区計画制度、これは知事が許可するわけですか。そこの辺の手続的なやつ。

○藤村都市計画課長 地区計画制度につきまして

ては、市町村の都市計画決定に知事が同意しまして……。

○長友委員 関連して、今の（４）の都市計画法の改正内容、これをもうちょっと具体的に説明をしてもらえませんか。

○藤村都市計画課長 開発許可制度の見直しということで、これまで、そこにございますように、社会福祉施設とか医療施設とか学校等の公共公益施設につきましては、開発許可の対象外とされておりました。それが、今回は開発許可が必要になったということでございます。

それと、これまで市街化調整区域におきましては、法律では20ヘクタール以上で、宮崎県条例では5ヘクタール以上になっておりますが、計画的な大規模開発につきましては例外的に認められていたところでございますけれども、これの条項が削除された、なくなったということでございます。

○長友委員 ということは、社会福祉施設、医療施設、また学校等の公共公益施設、これは市街化調整区域であっても許可があればまだできるということですかね。

○藤村都市計画課長 そのとおりでございます。開発許可を受ければできるということでございます。

○長友委員 それから、その次の市街化調整区域においてこれまでが認められていた20ヘクタール、あるいは県条例で5ヘクタールなんですけれども、計画的な大規模開発、これは認めないこととされたということですけど、さっきの説明の中で地区計画ですか、これがあつた場合には云々というような話があつたか何か、そういう話をちょっと聞いたような気もしたんですけども、これは、地区計画なるものが市町村でなされた場合には、この5ヘクタール以上の

大規模開発というのとはできるのかどうか、それをちょっと教えてください。

○藤村都市計画課長 市町村におきまして地区計画制度が都市計画決定されますと、もちろん知事の同意が要るんですけども、そのもとにおきましては、こういうものもできてくるということでございます。

○長友委員 確認ですけれども、じゃ、県は、そういうのを市町村が計画をして出すというような場合にはサポートする立場にあるということと理解していいんですかね。

○藤村都市計画課長 市町村がこういう都市計画を決めるときに、県知事の同意が必要ということでございまして、そのときに周辺市町村の意見等も聞きながら、そういったものが適切かどうかというのを判断していくということも必要になってくるかと思っております。

○長友委員 要望しておきますけれども、いつも私の言う意見なんですけど、まちづくり三法が改正されるというのは、大規模店なんかが出て、そして中心市街地が空洞化したというのが一番の原因だったと思うんですよね。中心市街地が活性化されないことにはなかなか大変だということで、これはぜひ必要なことだと思いますけれども、一方、市街化調整区域も商店街なんかが集積しているところがあるんですよね。そういうところを中心にある程度の利便性というか、そういうものが集中してくると、周辺の農家も巻き込んで非常に活性化されていくんですよ。そういうこともありますので、ある程度のその地域地域の発展が認められないと、一番困っているのは、全体的に少子化・人口減社会というのになっています。また、高齢化社会というのになっておりますけれども、小学校の子供の数の推移等を見てもらってもわかるんですけど

も、非常に衰退してきているんですよね。そういうところに例えば住宅供給公社あたりが開発をして、100世帯なり200世帯なりぐらい加わってくると、その活性化というのは全然違ってくるんですよ。そういう手法がなくなるということになってきますと、非常に経済的な効果とかいろんなこともひっくるめて、格差がまた市街化区域の街の中と調整区の間でできてくるということもありますので、要望として申し上げておきますけれども、そういう市町村やらの動きといいますか、そこ辺あたりもよく見ながら、バランスのある発展といいますか、そういうのに十分サポートをしていただきたいなというふうに要望申し上げておきたいと思います。

○濱砂委員 確認です。先ほど、商工観光労働部の方で話をしたときには、イオンショッピングセンターの建設当初にいろいろな周辺市町から反対があったんですよ。宮崎市の市街地の方からも反対がありました。ただ、宮崎市は準中核市になっていますから、大規模開発が市の段階で任意におろされるから、県から制約できるものは何もありませんということだったんですが、今後、今、この話を聞きますと、地区指定をしても知事の同意が必要ということになるわけですね。ということなれば、例えば、郊外でまた大型店舗が進出してくる、市街化調整区域であった、そこに建設の予定がなされたとした場合、知事が同意をしなければできないということになるんですかね。

○藤村都市計画課長 おっしゃるとおりでございます。市町村が大型店舗をそこに立地させるための都市計画の変更をするということを考えてときに、それに対して知事の同意が必要ということでございます。そのときには周辺の市町村の意見等も聞きながら県知事として判断し

ていくということになります。

○濱砂委員 もう一回確認ですが、そうなれば今後、郊外に大型店舗が進出をしてくる計画が出てきた時点で、「いや、県としてはそれは同意できません」ということであれば出店はできないということになるんですかね。

○藤村都市計画課長 おっしゃるとおりでございます。

○濱砂委員 じゃ、前回であったら、今の新法であれば大型店舗の進出については状況が変わった可能性もあったということですよ、法的には。そうですね。了解です。

○横田委員 マリーナの損害賠償についてですけど、この件はマリーナの管理者である県が支払うのは当然だと思うんですけど、問題は砂の堆積だと思うんですが、この砂の堆積というのはこれまではなかったものなんですか。

○河野港湾課長 マリーナの入り口の砂の堆積の件でございますけれども、マリーナ入り口につきましては、平成14年から砂が堆積をしております。14年から維持しゅんせつを行っております。

○横田委員 これは予想ですけど、多分、佐土原の石崎海岸とか大炊田海岸の砂とかが流れてきているんじゃないかなと思うんですけど、石崎海岸、大炊田海岸の侵食防止の工事が終わらないと、これはいつまでたってもずっと続くということになりますよね。何か抜本的な解決策とかは考えておられるんでしょうか。

○河野港湾課長 港の中のマリーナの抜本的な対策ということでございます。マリーナの航口の埋塞対策といたしましては、港内に流入する砂の量を抑えるということが必要になってまいります。現在、住吉海岸技術検討委員会におきまして、海岸への侵食対策の検討がなされてお

ります。この対策の検討結果も考慮に入れながら、マリナー利用者等の意見も聞きながら、対策といいますか、マリナーの航口に砂がたまらないような対策を検討していきたいというふうに考えております。

○横田委員 今のところ、これといった対策というか、それはないわけですね。

○河野港湾課長 港湾計画上におきましては、人工ビーチの北側の方に防砂堤という計画をしておりますけれども、先ほど言いましたように、隣接します住吉海岸技術検討委員会の中で検討されておりますので、その検討結果も考慮に入れながら、それからマリナー利用者等の意見も聞きながら対策を検討していきたいというふうに考えております。

○藤本土木部長 ちょっと補足を申し上げますけれども、住吉海岸等はもう御存じのとおり、大規模な海岸侵食ということがございまして、抜本的に対策を講じなければ、今、県がやっております保全事業は年間2億4,000～2億5,000万円ぐらいの事業ペースでやっております、いつまでたっても効果が出ないということで、実は先ほど港湾課長が申し上げましたが、検討委員会でいろんな工法が提案されておまして、それに基づきまして、突堤を出すとか、あるいは養浜するとか、そういう内容になっているんですけれども、これ、規模が非常に大きくなるということで、実は18年度の新規事業ということで国が直轄でやっていただくと。これは昨年、国交省に要望したんですけれども、事業規模が直接的な工事だけで300億、それから向こう50年間ぐらい養浜をやっていかないといけないということで、規模が余りにも大き過ぎるというようなことが財務省との協議の中でありまして、実は18年度は採択をされておられません。そこ辺

の工法関係を今、国交省の方で、私どもも入って見直しをしておる段階でございますが、これはまた19年度も国の直轄事業ということで要望をしていくと。これが採択されまして実施される段階になりますと、今のマリナーとか宮崎港の入り口とか含めた抜本的な海岸保全、あるところでは堆積という状況もあるわけですけど、こういうことの解決方向が見えてくると、そういうふうに思っております、県といたしましては、住吉海岸、一ツ瀬川河口、大炊田海岸等まで含めた、そのところの直轄事業化を今、お願いしているところでございます。以上でございます。

○横田委員 わかりました。

○徳重委員 宮崎県建設技術推進機構のことでちょっとお尋ねしますが、理事さん、役員の方は何人いらっしゃるんですか。

○郷田技術検査課長 理事は12名でございます。

○徳重委員 わかっていれば名前を教えてくださいませんか。

○郷田技術検査課長 理事長鈴木和俊、常務理事が田中哲郎、渡辺安夫、非常勤の理事といたしまして、当委員会の委員長をされております黒木覚市委員長、延岡市長の首藤市長、綾町長の前田町長、椎葉村長の椎葉村長、弁護士の野崎弁護士、宮崎大学の中澤教授、建設業協会の山本協会長、測量設計業協会長の志多協会長、建築設計事務所協会長の松本協会長、以上でございます。

○徳重委員 こんなことを聞いていいかわかりませんが、3,143万9,987円という役員報酬ですね、これ、俸給みたいな形になっているのか、あるいは理事会、役員会等の出席のときの報酬になっているのか、そこ辺をちょっと教えてください。

○郷田技術検査課長 すみません。ちょっと時間をいただきまして……。

○徳重委員 それでは、よろしくお願ひします。

一ツ葉有料道路北線値下げ実験の結果についてでございますが、この結果をどのように受けとめていらっしゃるのか、我々ではなかなか見当がつかないわけですね。今後の方向づけ、今からいろいろ検討されると思いますが、1カ月という余りにも短い期間での結果、これをそのまま採用するのか、どういう考え方を持っていますか。

○荒川道路建設課長 一ツ葉有料道路北線の値下げ実験についてでございます。1カ月ほどではございましたけれども、この数値を今後どのように使っていくかということでございますけれども、私どもとしましては、基本的には、交通量が36%増という数値が出ております。このようなことからしますと、料金が、例えば普通車ですと370円のところが200円という非常に利便性がよくなったんじゃないかなというふうに評価しております。そういうことから、料金の値下げというのと、値下げしますと当然、料金徴収期間も考えざるを得ないんですけれども、そういった方向で、36%増ということからしまして、利便性の向上、周辺の道路へ与える影響、その辺も考えますと、やはり料金値下げ、そして料金徴収期間の延伸、そういったものを今後検討していくべきではないかというふうに考えております。以上でございます。

○徳重委員 期間を考えても、5月15日から6月14日と、ゴールデンウィークも外れたちょっとゆっくりした期間かなと思いますし、今おっしゃいますように、県民の利便性、そしてせっかくつくった道路が県民に愛されるということやら考えると、ぜひ、これは早急に実現をして

ほしいなと思うんですが、めどというんですか、いつごろから試行期間じゃなくて実際やるというような時期的な目標は考えていらっしゃいますか。

○荒川道路建設課長 めどをとということでございますけれども、現在、こういう実験を5月から6月に向けてやりました。この1カ月につきましては、1年間を通じて大体安定的な交通量のところをとということで5月の1カ月間を選んだわけでございます。それで将来の交通量というのを推計するのがやはり経営上も非常にいいものですから、そういった時期を選んでおります。今後のめどとしましては、料金の値下げとか、それから徴収期間の延伸というものにつきましては、国への協議があります。その前にまた県の中でも十分議論をしないとイケないわけですが、国への協議がありまして、そこで十分な説明をする必要がございます。ですから、そういったものの資料を今後きちんとつくっていく必要があると思っております。できるだけ早い時期にそういうふうな資料をそろえまして、国への協議を進めていきたいというふうに思っております。以上でございます。

○瀆砂委員 関連ですが、広瀬バイパスの工事をやっていますよね。今の話では、料金値下げと料金徴収期間、平成22年ということでは当初は計画されていますよね。それまでに広瀬バイパスの開通をして、10号と219号と一ツ葉有料道路のつなぎ込みということでは当初は計画されていたんですが、この前の新聞では、城倉理事長は延期もやむを得んかもしれんというような新聞の報道があったんですよ。インタビューだったか何かちょっとわからないんですが。これは延期するということの前提に話になったんですか。というのが、前にこれは前知事が公言されてい

るんですよ。これをつなぎ込んで、将来、無料化するんだと、徴収期間は22年だというような話があって、かなりの人が聞いていますからね。これがここで延長だよと頭から出てくるということになる、十分協議をなされてそういうものが出てこないはずじゃないかなと思うんですが、どんなでしょうか。

○荒川道路建設課長 委員がおっしゃいましたように、一ツ葉有料道路につきましては、平成22年が償還期限というふうになっております。これにつきましては、実験を始める前からも、そのような期限があるけれども、無料開放するのか、それとも料金値下げというのかわかりませんが、そういう料金徴収期間を延伸するのか、県費をつぎ込んで未償還額を払うのか、それとも道路利用者がこのまま延伸しまして払っていくのか、そういったところをアンケート調査をしましたところ、大体6割の方が道路利用者の方で払っていくべきではないかという結果が出ております。今回の実験につきましても、1カ月間やりましたけれども、その中でもアンケート調査をまたやりまして、いろんな角度から県民の皆様に聞いております。そういったアンケートを今後また分析することになると思いますけれども、現時点におきましては、料金値下げをしながら、やはり道路利用者の中で払っていくということになりますと、期間の延伸というものが出てくるということでございます。これにつきましては、今後また議論する必要があるというふうに思っておりますけれども、私どもとしましては、そういった方向で考えていかざるを得んかなというふうに思っております。以上でございます。

○濱砂委員 県内全域から見たら道路利用者が負担すべきだという考え方もかもしれないんです

が、一方、地域振興から見ると、あの道路を利用することによってかなりの時間短縮になるというものも出てきますので、広瀬バイパスが完成すれば利用者はかなりふえてくると思うんですよ。だから、その辺も一緒に含めて十分協議をいただきたいと思います。料金値下げで交通量がずっと上がってくれば早く償還もできるわけですし、できたら22年をめどに、早目にできればそれだけ利用者はふえるということになりますから、総合的にまた考えて判断していただきたいと思います。

○荒川道路建設課長 今、委員の方からありましたように、広瀬バイパス、これにつきましても、現在私どもの方で着手をしております、促進に向けて一生懸命頑張っておるところでございます。今後ともよろしく願いいたします。

○郷田技術検査課長 先ほどの徳重委員からお尋ねの役員報酬の件ですが、常勤理事3人の給料や手当ということになっております。

○徳重委員 常勤理事はわかるんですけども、理事会日当はこの中に入っているんですか。

○郷田技術検査課長 もうしばらく時間をいただきます。

○中野廣明副委員長 資料の34ページ、一ツ葉有料道路、さっきの件ですけど、私、これ、何の実験かなと。いわゆる値下げして、台数がふえて収入がふえれば即実行でいいかなと思うんですけど、1日平均30万ぐらい減っているということですね。この1カ月間の実験期間、その前の値下げしますよという周知期間というのはどれぐらいあったんですかね。その周知方法も。

○荒川道路建設課長 今、委員のおっしゃいましたように、実験をする段におきまして、我々が一番心配しましたのが、やはりPRといいま

すか、周知をする、県民の皆様を知っていただくということが一番重要なところかなというふうに思っておりました。そういうことで新聞とかテレビ、マスコミ、その辺にお願いしましたし、それからラジオ等におきましてお願いしましてPRに努めたところでございます。5月からでございますから、3月、4月ごろからそういったことでPRに努めまして、その結果と申しますか、おかげによるのかなというふうにも考えております。以上でございます。

○榎藤委員 いただいた資料の4ページ、繰越明許費のところなのですが、高速道対策局がやっている事業というのが明許繰越で6件ほどあるということなのですが、これは一部は推測できる部分もあるのですが、どういう事業件名で、その後、例えば事業が完成した後は西日本高速道路株式会社等にその資産等をどうするのかというあたりをお聞かせください。

○野口高速道対策局長 今、御質問の高速道対策局で実施しております東九州自動車道建設促進対策事業でございますけれども、これは、東九州自動車道本線の工事とは別でございます、関連する県道等につきまして、先行的に整備したり、あるいはあわせて整備することが全体的に効率的なものにつきまして、県の方で事業を行っているというようなものでございます。合計で、昨年度の場合ですと、調書に書いてございますように11件の事業がございまして、事例を申し上げますと、宮崎土木の管内でございますとか、日向土木の管内、延岡土木、高鍋土木の管内で道路等の改良を行っているというような事業内容になっております。

○榎藤委員 延岡のインターというか、県が県費を投入して早く事業をしようじゃないかというような、はっきり覚えてなくて申しわけない

んですけど、そういう事業があったような気がするんですが、そういうもの等については、素人の論理の継ぎ合わせで申しわけないんですが、完成したら会社を買ってもらうか何かという、そういうものはないという解釈でいいんですかね。

○野口高速道対策局長 この事業で行っておりますのは、本来、管理者が県等となっておりますのでございまして、完成後も県で引き続いて管理をするものでございまして、途中の段階で財産を西日本高速道路株式会社に買っていただくというような措置はございません。

○榎藤委員 記憶違いかもしれません。用地取得に県費を投入して早く取得したという、そういう解釈になっているんですかね。以前の知事のとときにあったような気がします。

○野口高速道対策局長 高速道路の早期開通のための協力といたしまして、県の方では、このような形で建設促進対策事業のほかに、用地取得とか、あるいは埋蔵文化財の調査につきまして、委託等や何かを得て行っております。例えば用地の場合でございますと、昨年度まで延岡市内に東九州自動車道用地事務所というものを設けておりまして、西日本高速道路株式会社の方から委託を受けて用地取得の方を行ってまいりましたし、今年度から、新たに宮崎に支所を設けまして、これも区間的に新たになりますけれども、清武から日南までのいわゆる新直轄方式、国と地方の税金で高速道路を建設いたしません区間につきましても、新たに協定を結びまして、国から用地買収の委託を受けるというような協力を行っているところでございます。

○榎藤委員 要するに、協力するけど、本線に類する部分の県費での工事はないということですよ、よろしいんですね。わかりました。

それから、同じく手元資料の17ページなんですけど、きょうの地元紙等にも報道されておりましたが、土地開発公社の問題、これを見ていきますと、あっせん事業等については今後5年間は一定の事業量が見込まれるということなんですけど、その主なものと、それから、5年たってもまだそういうものがある可能性があるのか、あった場合はどういうふうな形でその維持管理をしていくのかというようなこと等についてお尋ねします。

○小野用地対策課長 公共事業は年々減少しておりますので、維持できるものではございますが、向こう5年間は一定量の事業が見込まれるということで、5年後をめどに廃止することとしたものであります。今後の事業見込みについては、18年度におきまして日向警察署の追加買収、五ヶ瀬町の夕日の里整備事業及びあっせん事業に伴う代替地等によりまして、事業費ベースで約2億3,000万円を見込んでおります。19年度以降につきましても、年度ごとにばらつきはございますけれども、平均しますと年間事業費で2億円前後あるものと見込んでおります。また、あっせん事業につきましても、18年度以降、積み上げ方式によりまして、事業費ベースで約20億円前後、事務費ベースで9,000万円から6,000万円を見込んでおるところでございます。以上でございます。

○榎藤委員 その先の話は余りまだ確定じゃないかもしれませんが、それは公社廃止後もそういうものは私は出てくるのではないかなと思いますので、それは本庁のどこかわかりませんが、用地対策課とか、そういうところで対応していくのかなと、そういう単純な疑問ですが。

○小野用地対策課長 廃止後につきましても、

事業課の直営、あるいは市町の土地開発公社、そちらの方に委託することになるんじゃないかということはあると思います。あっせん事業につきましても、本来、土木事務所あたりがやるということでございますので、土木事務所におきましても、用地取得体制の整備を十分図る必要があるんじゃないかと考えております。

○坂口委員 参考までに、港湾課長、43ページ、マリーナの堆積土砂の問題、これ、なかなか難しいでしょうけど、どこから持ってきた砂がどういうとき、例えば、荒天時、台風の後とかだけにたまるのか、常時たまっているのかとか、そこらがなかなか難しいと思うんですけど、これは構造上たまるざるを得ないと思うんですよ。一番先がタンポリで、広いところから急に角度が変わって、また絞られて航路がだんだん狭まるというので、どうしてもそこで水の動きが急に方向を変えるのとスピードが緩むので堆積していかざるを得んと思うんですけど、一番少ない航路幅を確保するのに標識か何かで、まず航路をどれだけ必要なかなというのをひとつ設けてやることとか、しゅんせつの方法とかをセットでやらないと、なかなか全面解決というのは難しいと思うんです。構造上余りうまくないなというような形の気がするんですよ。

それと、このタイプだと一番奥合いの方には、それこそ小さい粒子、ヘドロ部分が奥の方から堆積してきて、ずっと長い時間のうちには船だまりのところあたりの水質悪化までなりそうな気がするんですよ。そうすると技術的に可能かどうかかわからんですけど、釣り堀コーナーがありますよね、あそこのと船だまりをつなぐことはできんのかと。そうすると、大きい水の動きの中で常時揺れるのと、向こうの

容積がどれくらいあるかわかりませんが、向こうで満潮なりで来た水が干潮で引いていく排出能力というんでしょうか、排斥能力というんでしょうか、それとこちらとの能力の差では時間差でどちらかに同じ引き潮でも常に潮が動きそうな気がするんですわ。そうすると何ぼかは軽減にならないかなというのが1つ。

さっき言われたのが300億だ、50年で何百億だと言われるのはヘッドランド工法のことだと思うんですね。ヘッドランド工法は平成5年ぐらいに僕は何度か話したけど、宮崎の海岸には合わないということだったんですよ。あれは九十九里浜なんかでまだやっている。でも、簡易なやつは1本が5億ぐらいで上がっていたみたいな気がするんです。だから、それでもし常時、漂砂が動いてきていてここで波が寄るんでたまらんだったら、とりあえずはこの漂砂を阻止するぐらいのものを置かれるとか、肝心なことは、航路をしっかりと指定して航路は確実に責任を持つと。あとは今度は運航者の責任ですよというラインをしっかりとしておく方法とか当面はとられんとなかなか難しいんじゃないかなと、一遍に解決しようとしてもという気がするんですけど、これはわからずに聞いているんですけど、どんなですか。

○河野港湾課長 委員の最初の御質問でございますけれども、マリーナの奥の水の交換の話が1つですか。その部分につきまして、釣り護岸の方と、要するにヘドロ対策といいますか、水の交換というのをどうかできないかというのと、もう一つはマリーナの航路の幅を決めるというふうなことで利用者の利便を図った方がいいのではないかという質問でよろしいでしょうか。

まず、航路のお話でございますけれども、先ほど言いましたように、最近のマリーナの航口

の埋塞というものについては、利用上、重大な問題というふうに認識しております。そういう中で、今回の事故につきましては、航路の状態が確認できていなかったというふうなことがございますので、そういう航路の確認を行うというふうなことでございます。当然、水深が確保されていないという場合につきましては、現在、入港等の禁止措置を行うということにしておりまして、特に、入港禁止措置を行った場合には、利用者への周知徹底というものを十分にやろうというふうに今、行っております。

航口の防砂堤の話といいますか、航口の対策でございますけれども、当然、先ほど言いましたように、航口に砂を寄せないということが大事だろうと思います。そういうことで住吉の技術検討委員会の中でも検討しておりますので、検討結果を考慮しながらマリーナ利用者の意見も聞きながら対策を検討していきたいというふうに考えておりますけれども、当面につきましては、先ほど言いましたように、必要な入港規制を講じると、それから航路のしゅんせつ等を行いながら維持管理に努めていきたいというふうに考えております。

それから、先ほどのヘドロの部分といいますか、奥でございますけれども、委員御指摘のとおり、港内については割と静かなものですから、一応、潮の満ち干でもって交換がなされているというふうに考えております。先ほど委員言われましたように、中の水の交換というものについては少し研究をしていきたいというふうには考えております。以上でございます。

○坂口委員 航行禁止というような規制は極力なくして、毎日でも使えるようにという方向でですね、最低50メートルの航路幅が必要だよとか、100%これを生かすにしても岸の方の幅、船

だまりに入ってくるところの幅の航路以上の航路は必要ないですよ。一番狭いところの航路幅が確保できれば出入りは有効にできるわけで、最悪その航路だけは確保するというようなことで、そして、砂がある程度たまることを想定して織り込んでおかないと、構造上、これじゃ、砂を乗った水が入ってきて、方向をぼっと変えるときには、そこですっと砂は落ちますよ。今度は濁ったままの水がタンポリにたまっていて、すっと出ていくとき急に広くなるころではまた落ちるから、こういう構造ではここは常時堆積していくと思うんですよ。ましてや、さっき横田委員が指摘されたように、これが住吉海岸あたりの砂が来るんだったら大変な話で、せめて大淀川から出たのが、濁った後とかにぐるっと回り込んでくるぐらいじゃないかなという気はするんですけど、そういうのを軽減しながら、最悪、航路だけは、今度、指定管理者ですか、そこらあたりが常時水深をはかっていて、あるいは船で出入りする人の証言なんかに基づいて赤旗を立てていくとか、それで50メートルとか60メートル——メートルはわかりませんよ。でも、常識的に50～60メートルの航路が確保できれば十分安全に交差できると思うんですよ。それをとりながら、とりあえずはへドロだまりの穴を抜けば、向こうの方の釣り広場が1万の面積があって、潮の流入口が100分の1しかなかったと、こちらは1,000しかないけれども20分の1あったとなれば、同じ水面で下がらないですよ。当然こちらが高くなりながら、こちらが応援して行って下がってくるですよ。だから、常時、潮どまりの時間でも水が動いているから、その分、へドロなんかは外に持ち出したりしないかなという素人発想ですよ。

とりあえずはタンポリの船だまりをきれいに、

へドロなんかをそこにためないという策と最低必要な航路を確保するという策で住吉の技術検討会の結論待ちにしないと、なかなか向こうも答えを出せないんじゃないかなという気がするもんですから。

○河野港湾課長 委員の質問の航路の幅のことをございますけれども、現在、航路幅につきましては、30メートル幅を設定しております。そういうことで、事故以後、月1回の航路の確認といたしますか、深淺測量を行いまして、常に航路の水深を確認してございまして、その水深が確保されない場合につきましては、航路の規制というものを今現在行っております。

○坂口委員 くどくなるんですけど、水は常に動いているから、曲がるか真っすぐ行くかでどこかに航路はほとんどあるんですよ。30メートル確保してやるということを取りあえず努めながら……。くどくなって申しわけありません。以上です。

○黒木覚市委員長 港湾課長、台風が1回来るとどれぐらい堆積するもんですか。量的といたたらちょっとあれでしょうけれども、しゅんせつをすぐしなきゃいけないだろうと思うんですよ。しゅんせつ費用というのは平均して大体どれくらいかかるもんですか。

○河野港湾課長 しゅんせつ費用でございますけれども、17年度、昨年度でございますけれども、約3,000万ほど。

○黒木覚市委員長 ここだけでですか。毎年3,000万かけて大変なことですね。土木部長、毎年3,000万かけてこれを維持していかないといけない、大変な施設ですよ。これがずっとこのまま続いていくというのは大変なことですが、何か今後の方策として少し考えることがありませぬか。

○藤本土木部長 この図面をごらんになって、御指摘のように、非常に堆積しやすいと、それから波も複雑な波が来るということで、率直に申し上げてヨットの利用者から非常に評判悪いわけです。それで、私、去年は御存じのとおり港湾担当の次長でもございましたから、先ほど坂口委員からも御提案がございましたけど、いっそのこと入り口を港の方に抜いたらということで実は港湾課に検討をさせた経緯がございます。そうすると非常に金がかかるということで一蹴されたわけなんですけれども、しかし、今、坂口委員から御提案ありましたような水の移動、そういうことは非常にいいことだなと思いますので、もう少しそこ辺のところも抜本的に、砂が常時たまるというようなことじゃなくて、もう少しこの改善について再度、今度は部長という立場で検討・研究をさせたいと今、思っておりますのでございまして、これは横におりますが、港湾担当次長にもしっかり申し上げまして、再度研究させます。非常に問題のある入り口という認識は私も重々持っておりますので、研究をさせて何らかの解決の方向を見出していきたいと、そういうふうに思っております。以上でございます。

○黒木覚市委員長 利用者からいい港、いいマリーナというふうなイメージがないとやっぱりいけないのかなと、利用者もだんだん減ってくるしですね。

ほかにございませんか。

○郷田技術検査課長 先ほどの徳重委員からの御質問ですが、この役員報酬の中には、先ほど申しました常勤理事の給料手当と、それから理事会を3回やっております、3回の延べ出席者が16名になっております。1回当たり、1人1万500円ほど旅費手当を出しております、そ

の16万8,000円分が含まれております。

○徳重委員 常勤3人の方は出向になっていますか。それとも定年後の方が……。

○郷田技術検査課長 県からの派遣職員ということですか。

○徳重委員 もう一つ、給料手当ということで2,274万という、これは常勤理事の手当と見ていいですか。

○郷田技術検査課長 給料手当の2,274万という数字でしょうか。これは、管理に必要な職員4人、事務局長ですとか総務企画課長等がおります。その分の給料手当ということになっています。

○徳重委員 わかりました。

○黒木覚市委員長 そのほか、何かございませんか。

それでは、以上をもって土木部を終了いたします。執行部の皆様には御苦勞さまでした。

暫時休憩いたします。

午後2時53分休憩

午後2時59分再開

○黒木覚市委員長 委員会を再開いたします。

まず、採決についてであります。委員会日程の最終日に行くこととなっておりますので、あす、行いたいと思います。開会時間は午後1時ということですが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○黒木覚市委員長 それでは、そのように決定いたします。

そのほか、何かありませんか。

○権藤委員 これはまだ別に机の上に置いてあるだけの話だけど、骨子の中で、水間特別委員長のときは過密植栽27カ所、かなりあって、この前の常任委員会でもあったんですが、今後の

課題というところでそういう言葉は出てこないし、これは西日本高速道路株式会社の人格を尊重して言わんという考え方もあるかしらんけど、全国でも例を見ないと思うんですよね、沿線に27カ所もあるということは。だから、それを言葉の中でちょっと言ってもらって、早期完成と、何かそういうニュアンスを出してもらった方が、異例だと思うんですよね。そういうことでおくれることがないようにというようなことか何か。だから、実質的には今度は全協とかそういうところになるのかもしれないですね。ということ、ここに置いてあったものですから、見ていたらそういう気がしたということです。

○黒木党市委員長 これは、今言いますように、閉会中の委員会のときに審議をいたしまして、翌日、全協の中で報告をし、皆さん方にそういう意見がございますので、それを盛り込みながら今度は総会の中で報告ということになろうと思います。

○榎藤委員 それはわかっています、そのときに、非常に特別委員会的时候も情熱を注がれて、今度の常任委員長でもあるし、家の近くにもあるし、何かそういうことで工事がおくれることのないようにというのは言っても失礼じゃないと思うんです。小さい区間でそれだけあるということですので、それは入れた方がいいんじゃないだろうか。

○黒木党市委員長 整理法等を早くやってほしいということですね。

8月の7日、8日に西日本高速道路株式会社の方に私ども正副委員長と一緒に付き添うということでございますので、そのことは申し添えてお願いをしておこうかなというふうに思います。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒木党市委員長 本日の委員会を終了いたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○黒木党市委員長 それでは、以上をもって委員会を終わります。御苦労さまでした。

午後3時2分散会

平成18年6月28日（水曜日）

午後1時2分開会

出席委員（9人）

委員	長	黒木	覚	市
副委員	長	中野	廣	明
委員		植野		守
委員		坂口	博	美
委員		徳重	忠	夫
委員		濱砂		守
委員		横田	照	夫
委員		長友	安	弘
委員		権藤	梅	義

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

事務局職員出席者

政策調査課主幹	田中	浩	輔
議事課主任主事	今村	左	千夫

○黒木覚市委員長 委員会を開会いたします。

まず、議案の採決を行います。

それでは、お諮りいたします。

議案第12号について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○黒木覚市委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第12号については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、請願の取り扱いについてであります。請願第25号についてであります。それぞれ持ち帰ってお諮りいただいたと思っておりますが、いかがいたしましょうか。何か御意見がありましたらどうぞ。

〔「採決」と呼ぶ者あり〕

○黒木覚市委員長 請願第25号について採決との御意見がございますが、採決でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○黒木覚市委員長 それでは、請願第25号について、採択すべきものとするに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○黒木覚市委員長 全会一致、よって請願第25号は採択するものと決定いたしました。

次に、意見書の取り扱いについてであります。ただいま、請願第25号については、全会一致で採択すべきものと決定いたしましたので、常任委員会の委員全員が発議者となり、意見書を提出いたします。意見書を書記の方に配付させます。

意見書の内容について御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒木覚市委員長 それでは、お諮りいたします。

意見書の内容につきましては、お手元の案文のとおりとし、当委員会発議として取り扱うことに御異議ございませんか。

○坂口委員 きょうからなっておったことだけ、文言の括弧書きの「いわゆるサラ金」やらは入れんでもいいんですかね。9行目。「いわゆるサラ金」を「イコールサラ金」でいいことはないか。

○長友委員 「こうした『多重債務社会』の一方で、大手消費者金融（サラ金）」、「（いわゆるサラ金）」とするか。

○坂口委員 サラ金という定語があるかどうかやな。これはイコールですよな。

大手消費者金融というので、これの対象としているのをあらわしておれば括弧は要らんですよ。その中の俗に言うサラ金の部分という仕分けがあるのなら、「いわゆるサラ金」とするけど、いわゆるでもちょっとおかしいから外した方がいいかもしれないですね。

○黒木覚市委員長 「サラ金」は外すということで。

〔「委員長、副委員長で御協議いただいて」と呼ぶ者あり〕

○黒木覚市委員長 それでは、そのように決定をいたします。

次に、閉会中の継続審査についてお諮りいたします。「商工観光振興対策及び土木行政の推進に関する調査」につきましては、閉会中の継続審査といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○黒木覚市委員長 御異議ありませんので、この旨、議長に申し出ることといたします。

次に、委員長報告骨子（案）についてであります。委員長報告の項目として、特に御要望はございませんか。

○濱砂委員 暫時休憩していただだけませんか。

○黒木覚市委員長 休憩します。

午後1時10分休憩

午後1時11分再開

○黒木覚市委員長 委員会を再開いたします。

○濱砂委員 1つは道路公社のいわゆる一ツ葉有料道路の通行料の値下げの件についてであります。ぜひ、今回を参考にして値下げをしていただきたいというものと、もう一点は、昨日お願いしましたように広瀬バイパスの早期完成によって通行量がふえ、22年度が返済終了期限と

いうことになっておりますから、できるだけこれに近づくというか、これを守っていただきたいと、そのためには通行量をふやしてあそこのいわゆる売り上げを伸ばすということになりますので、その辺をひとつ入れていただきたいと思えます。

それから、もう一点は、誘致企業についてありますが、隣の大分県が製造業を誘致をして非常に県民所得が上がっておるということがありますので、宮崎県もぜひ、所要問題としては、きのう話が出ましたように、県からの支出金が5億円と10億円とかいうこともあります。その辺も含めて、ぜひ、大手製造業の誘致を図っていただきたいというものを追加をいただきたいと思えます。よろしくお願いします。以上です。

○黒木覚市委員長 はい。ほかに。

○坂口委員 10号線の交通渋滞緩和に資する効果というものははかり知れないものがあるというのをうたってもらおうと県が国交省との交渉をやりやすいかもしれないです。

○黒木覚市委員長 10号線、219号線を含めて。

○権藤委員 濱砂委員の言った議論の部分を項目として報告するというので、今のニュアンスをこういうふうことに書くということにはならんわね。だから、濱砂委員が言ったニュアンスが委員長報告の中に盛り込まれるということですね。

○長友委員 製造業の誘致に関しても、誘致誘導策というか、誘致何策というのかわからんけれども、その一層の充実を図り、そういう製造業なんかの誘致を図ってもらいたいというような感じで。そこらは一任して。

○徳重委員 隣県と比べたら問題にならんもん。

○坂口委員 あれを入れたからといってすぐ出せという話じゃない。看板と一緒になんですよね。

昔は5億でも多かったですよ。今は三重県とかは80億とかですね。

○長友委員 有名な話が、それは立地条件もあるんだけど、富士通のプラズマディスプレイのここで20億か何億かの仕事になったですわね。そのとき、三重県にはこのぐらいの規模のやつが3つ来ておったんだから。

○中野廣明副委員長 立地条件が悪いから余計出さんといかんわけですよ。三重県は現金を80億出しておるわけじゃないんですよ。結局、法人税、これをそっちに充てるというだけで、現金は出しておらんですよ。いろいろ調べたら現金は出しておらん。法人税と相殺するような形で80億になる。そういう操作をすれば手元資金から出さんといかんとか、そんな話じゃないんです。

○黒木覚市委員長 よろしいですか。

それでは、委員長報告につきましては、ただいまの御意見を参考にしながら、正副委員長に御一任いただくことで御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○黒木覚市委員長 それでは、そのようにいたします。

次に、高速自動車国道建設促進宮崎県期成同盟会総会についてであります。

本年度は7月26日に開催する予定であります。当同盟会は、当委員会が主体となって活動を行うこととなっております。昨年の総会以降の経過を中心に、委員長が報告を行うこととなっております。この報告に当たって、お手元に配付の「委員長報告骨子(案)」をもとに行いたいと思いますが、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒木覚市委員長 それでは、総会における委員長報告につきましては、詳細につきましては正副委員長に御一任いただくことで御異議ござ

いませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○黒木覚市委員長 それでは、そのようにいたします。なお、総会当日は、午前11時から総会における委員長報告を協議するための「全員協議会」、午後1時15分から「基調講演」、午後2時10分から「総会」となっておりますので、よろしく願いいたします。

次に、閉会中の委員会についてであります。さきの委員会で決定しましたように、7月は高速自動車国道建設促進宮崎県期成同盟会総会の前日、25日に高速道路の整備等についての説明、質疑を行った後、総会における委員長報告について協議を行いますので、よろしく願いいたします。

それでは、ここで暫時休憩いたします。

午後1時17分休憩

午後1時21分再開

○黒木覚市委員長 委員会を再開いたします。

県外調査についてであります。県外調査につきましては、8月28日から31日にかけて実施することとし、詳細につきましては、正副委員長に御一任いただくことで御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○黒木覚市委員長 それでは、そのように決定いたします。なお、具体的な行程等につきましては、後日、御案内させていただきますので、よろしく願いいたします。

そのほか、何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒木覚市委員長 委員の皆様には長時間お疲れさまでございました。

委員会を終了いたします。

午後1時22分閉会